

平成25年第3回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成25年9月12日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳

総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和

町づくり推進課企画調整幹 中村茂弘 町民課長 羽場幸春

農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久

教育次長 宮坂 晃 観光課長 岩下弘幸

たてしな保育園園長 真瀬垣妙子

代表監査委員 市川 泉 庶務係長 遠山一郎

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

散会 午後5時19分

議長（滝沢寿美雄君）おはようございます。これから、9月12日、本日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに、終日、議場固定カメラにより撮影することを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（滝沢寿美雄君）日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、6人の議員から一般質問の通告がなされています。質問は、通告順に行い、本日全員が行います。

最初に、6番、田中三江君の発言を許します。

件名は 1. 立科町将来の財政はについてです。

質問席から願います。

〈6番 田中 三江君 登壇〉

6番（田中 三江君）おはようございます。6番、田中三江です。通告に従い、質問をいたします。

「立科町将来の財政は」についてお伺いいたします。

農業と観光の町と言われる当町が、平成17年に自立を選択してから8年余り、町長も交代され、2期目後半を迎えられました。

国政は、農業関係に打撃を与えるであろうとされているTPP問題や農業従事者の高齢化、また観光客の激減による索道事業の収支並びに町営温泉館権現の湯の収支問題について、設立3年目でまだ方向性が見えない株式会社立科町農業振興公社、通称たてしな屋、これからも自立を目指す当町が財政的に厳しい町にならないか、心配であります。幸いにも、18年度の財政状況の公表、見込額の試算から見ますと、現在の財政状況は当町の試算より良好ではあり、理事者、職員皆さんの努力が伺えますが、今後健全財政を継続していく上での町長のお考えをお伺いいたします。

まず、初めに、財政状況の試算をどのように行っているのか、お伺いいたします。自立で進むことを選択してから、平成20年に財政状況の公表を行っていますが、その後、5年が経過し、周りの状況も変化してきております。この5年間の財政状況、試算、そして町長の検証をお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君）ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君）おはようございます。お答えをいたします。

現在、国の動向は明るい兆しを感じられますけれども、依然として先行きが不透明でございます。

す。

町の財政状況につきましては、引き続き厳しいものが予想されますけれども、町の財政運営につきましては、国・県の動向を踏まえながら健全財政に努めるとともに、町民ニーズの的確な把握によりまして良質なサービスを持続させ、喫緊の課題には対応してまいりたいと考えております。

さて、ご質問であります、平成20年に財政状況の公表がありました。5年が経過し、その後の財政状況、試算、検証についてはどうかということでございます。

立科町自立計画を平成16年度に策定し、平成25年度までの財政推計を行っております。この財政推計に対しまして、平成16年度から平成18年度までの決算状況と平成22年度までの決算見込とを比較検証しております。

自立計画策定後、経済状況の悪化、景気の低迷などによる雇用不安、また政権交代によります社会情勢も大きく変化する中で、自立計画は策定から5年が経過した平成21年度をもちまして区切りをつけて、その後は立科町長期振興計画・後期基本計画の策定に伴い、行財政の健全運営、また協働の町づくりなどの自立計画の方針を盛り込んだ上で、毎年度財政状況の検証並びに事務事業の評価を行い、予算編成及び事業推進を行っているところでございます。

16年度に策定をされました自立計画では、基金を取り崩しての財政運営を行うという計画でございました。その後、各種事業の見直しなど、住民の皆様にも痛みの伴う行財政改善を断行したこと、そして借入れの抑制、利息の高い公的資金の積極的な繰上償還などを行うことにより公債費を減らし、基金を積み増すことができたわけであります。現在も、公債費におきましては、財政措置のない地方債の借入れはしないことを基本として、なるべく後年度負担のないように財政運営を図ってまいってきたわけであります。

今は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律におきまして、自治体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、4つの財政指標が定められております。指標において、基準を下回り、当町では平成19年度以降、全ての指標において基準を下回っております。健全財政の水準となっております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） ただいま、健全財政とのお答えをいただきました。

平成16年からの自立計画に基づいた職員数の減、補助金の減等、徹底した歳出の抑制に加え、歳入面では心配した地方交付税の削減も自立計画ほど影響を受けずに済んだのが、今日の健全財政の要因とも考えられます。

しかし、人口減少が進む中で、町の収入の重要財源である町税、地方交付税の減少は、今後避けては通れない問題であります。これに対し、町長はどのように考えておられますでしょうか。

また、歳出を考えると、今後、児童・生徒の減少により、小学校の建て替や小学校・中学校の統合も考えられます。人口減少に伴う歳出面の考え方もお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）お答えいたします。

健全財政に対する今後の方向性でございましょうかね。これは、地方交付税を初めとします依存財源が歳入予算の半分を占めている当町におきましては、大変財源の確保は大きな課題であります。当然のことながら、自主財源となりますと町税であります。少子高齢化に伴う労働人口の減少、それから評価替等の影響による減少が見込まれております。地方交付税の圧縮等、經常収入がこれから減少していくと見込まれているわけでありましてけれども、一方社会保障関係の経費あるいは公共施設の維持管理経費等、この經常的支出の増加、また高齢化の進行によりまして、後期高齢者医療の事業会計及び介護保険事業への繰出金の増加が見込まれているわけでございます。この健全財政を持続させるためには、収入の確保と事務事業の見きわめが必要であると、私は考えております。当然、歳入に見合った歳出を考えていくということでございます。

歳入につきましては、税を初め、財産収入等の未収金の解消には取り組まなければならないと考えておりますし、歳出につきましては喫緊の課題ですとか懸案の事項につきまして、選択と集中と申しますか、重点事業の展開に心がけてまいらなければならないというふうに思っております。

事業を検証しながら継続して実現していくこととしておりますけれども、さらに長期的な視点においては、私は、当面は健全財政がある程度続いていくというふうに考えております。今後、住民サービスに向けて、安定的な財政運営を目指すことには変わりはありません。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）歳出のほうのお話は……、小・中学校の統合とか、そういうことをどのように考えておられるかをお聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）小・中学校のところまで、実はまだ考えてございません。

以前、何かの機会でお話ししたことがあるかと思っておりますけれども、学校については、耐用年数のこともございますし、それからまだまだ子供さんが減っていく現状もございまして、ある程度見きわめは時間がかかるかなというふうに思っております。

ほかには、学校の問題はございましたか。よろしくお願いたします。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）では、でき得る限り、繰上償還とかされまして、公債費も大きく減少されておりますけれども、ここで総務課長にお伺いたします。

財政力指数は年々低下しており、また法人税や固定資産税が減少傾向ですが、課長として要因等、どのように分析されておられますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君）お答えをいたします。

税が減っているというのは、現実でございまして。そんな中で、大きなものにつきましては、住民税と固定資産という形になろうかと思っております。

住民税につきましては、もう既に議員さんもお存じだと思いますけれども、経済状況が厳しいという中で、企業も拡大はしていかないと、縮小傾向にあるというような中で法人税の税収が上がらない。住民税につきましても、所得の減少によって住民税が減ってしまうということになるかと思えます。固定資産税につきましては、3年に一度評価替というような制度がございまして、評価替をしておりますけれども、この評価替によって評価が下がっているという中で、固定資産税が平行して下がってしまうというようなふうを考えております。雇用の拡大や所得増になるような方策を考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 次に、町長にお伺いいたします。

予算決算など、毎年広報でお知らせしておりますけれども、平成20年のような、この特集号、全戸に配られたわけなんですけれども、財政状況の見通し等、また中期あるいは長期財政計画を町民皆様に示していただきたいと思えますが、発行する予定はございますでしょうか。発行するとしたら、時期についていつごろになるか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 今、お示しされたのは自立計画のときのものですよね。そうですね。先ほど、少し申し上げましたけれども、既に5年を経過したところで一定の区切りをつけましたので、今は長期振興計画とか後期基本計画というようなもので繰り返しながらやっております。

先々の推計ということでございますので、果たしてそれがそういうふうになるかどうかというのは大変難しい問題も含まれてはいます。しかしながら、やはり推計も必要ではあろうという気持ちもございますので、少し研究をさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） できるだけ、町民の皆さんにわかりやすいように提示していただけることを願ったものですから、このようなことをお願いしました。交付税の削減も心配なわけありますので。

次の質問の健全財政保持に関して町長のお考えということですが、先ほどから健全財政のお話しいただいておりますので、ほかに何かございましたらお聞かせいただければ。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） これは、非常に広範な施策をしなければいけないなと思っております。

今、町が一番大きな課題というのは、やはり人口減少なんだろうね。日本全体がそうだと思うんですけども、それには、全てそこの部分から発生してくるものが大変多うございますので、全ての施策はそこに関連をしていくということが財政を健全化させ、さらに活性化させて、収入も、歳入も増えてくるというもとなるのかなというふうに思っております。

歳出も、これはしっかりした見きわめをしながら歳出を削減といいますか、見きわめていくというのは、もう常に当たり前のことだというふうに認識しております。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 健全財政をお願いしたわけなんですけれども、ただ必要なものは、しっかりと経費

もかけなければなりません。住民サービスもしっかりとお願いしたいと思います。それで、なおかつ健全な町行政運営をお願いし、次の質問に入ります。

8月の広報に第5次長期振興計画策定にかかわる住民意識調査の公表が載っており、アンケートでは8割の皆さんが立科町は気候や自然がよく暮らしやすい、また地域のつながりがよいと答えられ、うれしいことです。

町の取り組みの重要度に観光、リゾートの振興、また地域課題のキーワードに特産品、観光の情報発信、町民の意見の取り入れがあります。そこで、索道事業についてお伺いいたします。

索道は、平成14年までは黒字状態、15年から売り上げが減少し、昨今は毎年1億円を超える経常損失が出ております。今年の春、索道事業経営改善検討委員会から、自立を目指す当町の課題や方針について、町長に答申がありましたが、内容については思い切ったてこ入れが必要とありましたが、どのような施策を打ち出すお考えか、町長の方針をお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） お答えをしたいと思います。

索道事業につきましては、議員さんご指摘のように、毎年営業赤字を続けておりまして、大変これは憂慮する局面でございます。そんなことから、昨年は索道事業の経営を改善していかなくちゃいけないということで、地域の企業の皆さんや観光協会、それから観光課も含めて、これからの5カ年ぐらいにわたっての改善計画というものを立てたわけです。それをもとにして検討委員会というのを立ち上げて、町民の皆様のご意見を聞きながら進めていこうということで、その答申をいただいたことがございます。

その答申の中に、5つあるんですが、今、議員さんの質問のように、思い切ったてこ入れが必要というのが一番冒頭にございました。これは、その後ろを読みますと、リフトの運営のみに特化をしている町営の索道事業は厳しい状況にある。そして、この問題の解決には、発想を変えて、発想を変えてです。しかも、思い切ったてこ入れが必要であると。そのためにも、マーケティングあるいは経営収支、スキー場の設備等の詳細な調査の分析が必要であるとしております。

ほかにも4点ほどあるんですけども、この思い切ったてこ入れということについて、これからも検討していくわけですけども、そこで町で、仮称ではございますけれども、立科町索道事業、これはスキー場経営にもなりますけれども、あり方研究会議というのを近々設立したいというふうに考えております。

このスキー場の運営のあり方等につきましては、町の観光施策に大変大きく影響するということから、さらに町民的な議論を深めて、詳細で、かつ綿密な経営分析を専門的な皆さんに行っていただき、スキー場の存続の方途を示すように、あり方研究会議に諮問をしていく考えでございます。

この研究会議の問題につきましては、近々設立するわけでございますけれども、その性格等につきましては、今検討中でございますし、今回の補正予算の中にもこの研究の費用を提案させていただきます。

このスキー場の経営でありますけれども、観光のみならず、これは町全体のあり方に大きく影

響するものと考えております。そのことから、これは観光課、今までは観光課で対応しておりましたけれども、今後は町の企画担当課であります町づくり推進課というところで、今後のスキー場経営あるいは索道事業はどうあるべきかを、この仮称であります立科町索道事業あり方研究会議の結果、あるいは答申を踏まえまして、町としての新たな施策を企画してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）あり方研究会議ですか、これを立ち上げてということで、研究をさらに進めていくということでございますけれども、まず観光地が元気にならないと、索道も元気になれないかと思えます。

道の現金預金も5億円余りと減少し、数年でマイナスに転じるのではと考えられます。今、町長、これから考えていく、研究していくということでございますけれども、1点、この5億円の費用を、撤去費用も多額になりますので、そのあたりも考えて、残るような状態で他事業に変えるのか、誘客に力を注ぐのか、今回、大きな判断ではございますけれども、このあたりを、今、研究ということですが、町長、もう少しお話しいただければと思います。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）研究、専門的な方々に、それこそ経営も含めての検討をしていただくわけですから、撤去ということになりますと、それはやめるという話なんですよ。

基本的な考え方は、スキー場は続けていきたいというのが、私の思いでございます。これは、観光業に携わる方々も非常に影響が大きいと思っておりますので、前提として続けていくということ、続けられると、それはどういうあり方になるかはまた別問題ですけれども、スキー場はなくさないような方向を考えていきたいというのが考え方です。ですから、撤去費用を見込んでという表現はちょっといただけませんけれども、専門家の皆さんに、本当にある資料を全部見ていただいて、その上で提言をしていただきたいと。また、それは思い切った提言になる、してほしいというふうな願いを込めて進めていきたいというふうに思っております。

簡単に申し上げれば、お客さんが増えれば確かによろしいわけですが、スキー人口の減少ですとか、いろんなところが苦しんでいるわけですが、そういったことをどうやって解決していくかというのは、経営のあり方そのもの、根底から変わるような考え方をしないと恐らくだめだというのが提言でございますので、そんなことをお話しした上で依頼をしていきたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）今、町長から続けていきたいという思いをお聞きいたしました。思い切ったてこ入れが、本当に必要と思えます。ただ、一般会計からの繰り出しにならないようお願いしたいところでは。

次の質問、権現の湯についてお伺いいたします。

権現の湯も、開館から16年が経過し、機械設備や備品の耐用年数が経過しているとお聞きし

ております。機械等は高額で、年次的に交換されていると思いますが、よく見ると、外観も手入れが必要となってきたように見えます。経営状況と今後についてお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） お尋ねの経営状況と今後についてでございますけれども、権現の湯は町民の要望が多くて、平成10年に開館をして、今年で16年目ということでございます。

その中で、今までの中で、開館後、4年間は収入のほうが上回っておりました。平成14年度からは収支が逆転いたしまして、一般財源を充当しながらの運営が続いているわけでありまして、こうした状況の中で、20年度には灯油が高騰しましたので、もっと赤字が増えるということで、これを地下水と温泉の灰を熱源としたヒートポンプシステムを導入して経営改善を図るということで、経費の節減に努めたわけでございますけれども、しかしながらその後も、入館者数でございまして、当時24万人でしたでしょうか、入館されていたんですけれども、当時は21万人を切るような状況になっておりました。そんなことから、19年度、21万人を割り込んだということで、大変な収入が落ちたんで、その後はいろんなイベントですとか、そういったものを企画していただいて、21万人台には回復はしております。現在も、昨年も21万人は確保しておりますですね。

実際には、今度は入館者増イコール収入の増ということを基本にしなければいけないわけなんですけど、ただいろんな企画をするんですけれども、また来てほしいという願いを込めていろんなイベントをするんですが、なかなかその答えが出てこないのも現実であります。近隣の町村に同じような施設がたくさんできましたので、ある意味お客さんの奪い合いのような形が今あるのかなというふうに思っております。

今、立科町は自立を選択した、町の財政状況から考えますと、確かに町民の皆さんの福祉的な要素も考えてくださいということも言われますけれども、やはり収支のバランスを考えざるを得ない状況にあるかなというふうに思っております。

特に、これからのことでございますけれども、入館料が全てなんです。比較的格安で、今は400円でやっているんですけれども、これらについての答えとすれば、入館料を改定をすれば一気に解決することは事実でございますけれども、その前にやらなければいけないということは、徹底した経営改善をしながらサービスの向上に努めて、これなら料金改定をしてもやむを得ないなというようなところまで進めてからやりたいなということで、近隣の同種の施設の状況を見きわめながら、今後の検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） イベントを行ったり、努力をされているということですが、入館料見直しのお話もありましたけれども、先ほど町長がおっしゃったように、本当に温泉館は福祉施設として建設されたとお聞きしておりますので、入館料はできれば、お年寄りの皆さん、値上げしてほしくないというお話が多いわけでございます。

収支、入館者等を計算をしてみますと、1人420円でないと採算がとれないかなと思います。期間券、年間券で計算しますと、大まかで110円くらいになります。普通に入館される方と400

円の方と比べると、割引料が大きくなり過ぎて不公平ではないかと感じておりますけれども、このあたり、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）確かに、ご指摘のように、普通に入館をしますと 400 円です。今、期間券等で入浴される方のコスト、試算ですけれども、してみますと、おっしゃるように 110 円ぐらいです。これはサービス、割引が多過ぎるなというご指摘、そのとおりでございまして、いろんな方からもそういうご指摘は受けております。

先ほど、期間券ですとか、料金の改定の折には、そうしたことも当然加味しながら考えていかなきゃならないかなど。特に、期間券のありようについては、非常にその不公平が存在をしているということで、早い時期に答えを出さなければいけないかなというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君）6 番、田中三江君。

6 番（田中三江君）町づくり推進課長にお伺いいたします。

今、町長のお話もありましたけれども、4 年ほど前に地下水を利用したヒートポンプを導入いたしました。その導入して、光熱費、電気料とか、その燃料費はどのくらい削減されているか、わかりますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君）お答えいたします。

燃料費の削減ということでございます。ヒートポンプを入れる以前、20 年度でありますけれども、20 年度については、灯油代が約 1,860 万、電気代についても 1,380 万、燃料費については 3,250 万ほど経費としてかかっていたわけですが、その翌年から数字を見ますと、灯油代については 150 万円と、電気代については 2,000 万というような形の中で、20 年度、21 年度については約 1,100 万円ほどの削減ができております。昨年度につきましては、削減については、灯油代約 350 万、電気代についても 2,200 万円というようなことで、20 年比にいたしますと、640 万ほどの削減になっております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）6 番、田中三江君。

6 番（田中三江君）町内の皆さんが出かけていきたくなるような、そんなような、またイベントも、いろいろ健康になるようなイベントもしているということでございます。経費の削減のヒートポンプも導入されたわけでございますので、皆さんが本当に集まる場所というような形で進めていただけるような施策をお願いしたいと思います。

次に、設立から 3 年目を迎えました株式会社立科町農業振興公社、通称たてしな屋の事業効果についてお伺いいたします。

立科町の農業の活性化と荒廃地対策を目指し、農家の期待と希望を背負い創設されたわけでございますが、現在の状況と、今年度予算でワイン用ブドウ試験栽培費などが計上されておりますが、現在の生育状況、そして今後の見通し等、また運営状況もお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） この振興公社でありますけれども、これは農業委員会から提言を受けたことが大きな原因でございますけれども、これは新たな荒廃地を生み出さないようにということ、そして農家所得の向上を目指せという、この2つの大きなテーマをしょっております。これで3年目を迎えるわけですが、今話したように、この大きな2つの目的に沿いまして、町の事業と、それのたてしな屋が実際に運営をするということで進めております。

その1つが、2つの事業のうちの1つが、これは農林課、農政です。農政と連携をして、これは補助金を受けなければできませんけれども、補助を受けて、この立科町に適した作物を選定していくという、農作物の試験栽培事業がございます。これはすぐ所得になるわけではございませんけれども、立科町の農家の皆さんにその荒廃地に対してどんな作物を栽培していただくのがいいのかということで研究しているものでございます。また、その商品化、あるいは加工をして開発をしていくという事業もあわせてやっております。もう1点は、その開発をされました、商品化されましたものを販売をしていこうと、要するに出口ですね。出口を確保していくという販売事業、そしてこの会社の組織の運営という、2つの大きな事業を重ねております。

その状況でありますけれども、現在はソバですとかニンジン、大豆、それからゴマ、ニンニクなどの作付けを今、奨励しております、住民の皆さんに作付けをしていただいて、その商品化、商品加工をして様子を見ているところでございます。

中でも、この評判がいいと思われるものは、ニンジンとリンゴのジュースをまぜた、まぜたと言っちゃいけないですが、ミックスジュースが非常に評判でございますし、ソバが進行しておりますので、ソバのかりんとうですとかリンゴのかりんとうなどのようなものが、結構試作品としてやられております。また、今年は、昨年も試作いたしましたけれども、町内の味噌を使った辛味噌ですとかニンニク味噌ですとかドレッシング等の開発も今、進めて、今年は販売をしてみたいなというふうに考えております。

また、この栽培をしていただく農家の皆さんでありますけれども、全量買取ということをもっとしてありますので、ある程度安心してつくっていただける。そして、また品質は本当はよくないといけないんですけれども、品質も、ある程度加工をするということで、そんな厳しいようなことは言っておりませんので、地域の皆さんにはまあまあ評判がとれるかなというふうに思っております。そういったことが、徐々に販路が回転ができて、栽培面積が増えて、そしてそうした成功例を幾つか重ね合わせて、荒廃地対策につながっていけばいいなというふうに考えております。

それから、お尋ねのワインのことなんですけれども、昨年、茂田井と蓼科牧場にワイン用のブドウの試験栽培をしております。これは日本のなんですけれども、まず蓼科区蓼科牧場に植えましたワインなんですけど、ちょっと一部に日影の部分がございまして、生育の不良の部分が見られますけれども、そこから外れたところは順調に生育しているというふうに見られます。それから、茂田井の試験圃場につきましては、生育が大変によろしい、良好でございます。1年、もう本当ならば、2年・3年目ぐらいになるんですけれども、1年前倒しということで、ワインの試験醸造ができるかなという運びでございます。今年の12月ころには立科産のワインの試飲

ができるかもしれないということで、ちょっと楽しみにはしているところでございます。その結果を住民の皆様にお知らせをして、さらなる作付けの啓発につながればいいなというふうに思っております。

それから、経営状況の話なんですけど、農林課関係では、25年度予算でおおよそ1,000万でございます。それから、町づくり推進課関係が、その会社の運営補助といたしまして、520万円ほど計画をしていただきました。

この中で、昨年、これは経費がどのくらいこの会社が出せるかという問題が出てくるんですけども、なかなか、いい成績をおさめるには、販売をたくさんやらないと経費が出ないわけですが、昨年の商品の販売額が約1,000万円ほどでございました。大体、試算ですけども、15%ほどの経費を付加させていただいておりますので、約170万強の経費を上げた決算であったかなというふうに思います。今後は、さらに販路を開拓をしていくわけですけども、普通の会社と違いまして、商品を仕入れて、経費を乗せて売するような会社ではございません。基本的には、自分たちの町内で生産されたものを加工をして、それを販売に結びつけるということを主としておりますので、大幅な、そういった商会的なことはしませんので、経費の大幅な増というのは難しいと思いますが、地道に続けていくほかはなしと。

そして、ご指摘のように、大きな資金を投じておりますので、これは立科町農業施策の将来を模索するということでございますので、ぜひともご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 農林課長にお伺いいたします。

立科町には340haもの遊休荒廃地があるとお聞きしておりますが、これ以上、荒廃地化することは防がなければなりません。

今、お話の、委託されておりますソバ、ニンジン、大豆とかニンニクですか、このような種子ですけども、この種子は、新規作物試験栽培事業費の中から購入し、お願いしているのでしょうか。また、どのくらいの面積に作付けをされているのでしょうか。

そして、今、町長、大分販売も伸びているということでございますけれども、手応えのある、今ニンジンとリンゴのミックスジュースですか、それ以外にもいろいろ手がけているということでございますけれども、これはというものが課長のほうからありましたらお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 中澤農林課長。

農林課長（中澤文雄君） お答えをいたします。

確かに、議員さんがおっしゃられるように、現在、立科町の農業委員会の調べでは340haほどということで、遊休荒廃地がございます。この中で、何とかこれ以上の遊休荒廃地を出さないように、またどうやってそれを減少していくかということが課題の1つでございます。

ご質問のたてしな屋さんへの試験栽培の事業でございますけれども、実績で申し上げますと、まず平成25年度でもニンジンがございます。これは春まき、夏まきでございますけれども、約40aほどの作付けをお願いしてございます。それから、ニンニクにつきましては、種代が高いという

ようなこともございまして、現状2aほどということです。ゴマが1a、これは白ゴマでございます。ジャガイモですけれども、春が40a、夏が15aということで55aほど。それから、おソバにつきましては、受託事業ということでクボタさんをお願いをしておりますけれども、本年、作付面積が少し拡大ができて、約1haほどの栽培面積になっているところでございます。

それで、これらの事業につきましては、町からの委託事業でございますので、種子代は町というよりも、たてしな屋さんでもって見ていただいているというのが実態でございます。

でき上がった加工の商品がいかがかと、こういうことでございますが、たてしな屋さんから商品のご案内ということで、たてしな屋の商品セレクトというチラシ、両面刷りのカラー刷りのものがございますが、議員の皆さん方にもお配りさせていただいたような経過があるかなと思われまますけれども、その中でも、先ほど町長の答弁にもございましたように、ニンニクを使った新たな商品であるとか、そういった新たな加工商品を現在も模索中でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） できるだけ良品のものを作付けし、販売できるような形にもっていただければと思います。

農業振興、確かに時間はかかります。国や県の機関と連携をとりながら行っていくことも、時間短縮には大切なことではないかと思っておりますけれども、試験栽培をして、これはいけるいけない、またはだめなものだめと、早い段階での決断をしていただくことをお願ひし、次の質問、社会福祉法人ハートフルケアたてしなについてお伺ひいたします。

待機者がますます多くなっていく特別養護老人ホームです。現在、第5期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて、ハートフルケアたてしなの造成事業が進められておりますが、現状や内容、今後、町としてのかかわり方等、町長のお考えをお伺ひいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 町の第5期の高齢者福祉あるいは介護保険事業の計画の中で、ハートフルケアたてしな、これを中心に介護サービス事業の整備が行われております。

現在、その整備計画が進められているわけですが、その進捗ということでございますけれども、なかなか、手続が非常に時間がかかるわけでございます。今現在は農振の解除に向けて、農業、農地を転用する事業に向けて、今、鋭意、県、あるいはいろんなところと詰めているところでございます。その事業が、その作業が終わりますと、改めて土地の取得ということになります。その予定が、何とか早い時期に農地転用ができて、取得にこぎ着けられれば、早期着工ができるというふうに思っています。何とか年明け早々ぐらいには造成工事に着手できればいいなというふうに思っております。今現在は付け替え道路の一部、これはハートフルとはちょっと違いますけれども、町の事業で発注させていただいております。

それから、設計については、既にもう法人化された後、法人の理事会等で決められた会社で設計は進んでいるというふうに聞いておりますけれども、詳細については、私どもには細かいもの

はまだございません。本当にアウトラインの話しか、まだ私どもにもございません。

あとは、資金的な問題については、この前、全協でお話しさせていただきましたように、ハートフル、社会福祉法人の資金計画、事業計画と合わせて、町も一緒に取り組んでいくというお話をさせていただきました。

現状ではそういうことですが、この法人化されたハートフルにつきましては、今は私の判断では順調に推移しているんだというふうに思っております。法人化されましたことによって、より画期的な事業が、かつ柔軟に展開できる体制になったのではないかなというふうに思っております。今後も、町といたしましては、この5期の整備計画に沿いまして、法人と一体となるような形で、町民の皆様のために高齢者福祉をさらに充実させていきたいというふうに思います。

第5期の整備計画等については、ちょっと私、専門を外れますので、担当のほうから少しお話を聞いていただければと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

第5期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画でございますけれども、平成24年から26年までということで、これにつきましては地方自治体に3年に一度、策定を義務づけられているというものでございまして、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる施策といたしましては、認知症支援策の充実、あるいは医療との連携、また高齢者の居住にかかわる施策との連携などが上がるわけですが、段階的に充実・強化をさせていくということに取り組んでいるわけでございます。

町では、特養の入所待機者の解消を図るために、これまで町で進めてきましたハートフルケアたてしなの事業計画に合わせまして、また地域に密着した事業所として、介護老人福祉施設の移転・増床や認知症グループホーム、デイサービス等の施設整備計画とか、あるいはまた既存の徳花苑を地域密着型の介護老人福祉施設への改修等ということで、住みなれた地域で安心して終えるための地域包括ケアを目指した取り組みを進めているところでございます。

また、国では、中長期的な視点の中で、第6期、27年から29年の計画の策定に当たりまして、サービス費や給付費の保険料の水準など見直しを図り、第5期で開始した地域包括ケアの実現のための方向性を見定めつつ、その取り組みを一層強化するという策定をすることになるかと思っております。町もそれに合わせまして、本年度で住民の介護ニーズの調査を行いまして、26年度の中では第6期の計画の策定に踏み切ってまいりたいという計画でございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 今回、候補地が変更されましたけれども、そのことによる財政的な影響のあったものに関して、町長にお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 新しい場所が変わったことによる財政的な影響ということでよろしいですかね。

当初進めておりました、これは議会の皆さんにも了解を得て進めておったところですが、事情が大変難しくなりまして、そこは断念をし、断念をしたことを地域の皆さんに全部説明した上で、今度は新しい場所を選定をするということを議会の皆さんにお諮りをいたしました。その結果、規模的には、ほぼ同じぐらいの規模なんですが、要するに全体の工事費というのはそんなに変わるものじゃないんですが、ただ半年以上遅れてしまったことによります財政の影響は、恐らく消費税かなというふうに思います。建設費用につきましては、懐具合といいますか、資金の調達具合によって決めることですから、ある程度加減できるんですけども、私どもが一番危惧するのは、消費税が財政的に厳しいものになるかなと。今回はハートフルケアたてしなという法人がその消費税を背負うわけですけども、ここの部分がかなりな重荷になるかなと思います。試算がありますけれども、およそ5,000~6,000万円ぐらいはちょっと誤差が出てしまったかなということで、その辺がちょっと気がかりなところでございます。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 町との関連もあるわけでございますので、なるべく早めに建設できることを願うところであります。

町民課長にお伺いいたします。

ただいま、第5期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画をお聞きいたしました。健康推進の中で、今回、ハートフルケア、重要な役割の一端を担う新しい施設と思います。町の健康対策や介護予防等、どう組み合わせていく構想でございましょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

現在、立科町におきます介護保険の認定者数は、おおよそ高齢者、9月現在ですけれども、2,400人ほどいる中の18%ぐらいを占めておりまして、今後、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加してくるということからいたしましても、介護予防施策というものを展開することは重要なことというふうに考えてございます。また、元気な世代からの健康についての意識改革や健康教室などへの参加ということも、医療費削減のためにも大変重要なことと考えまして、将来を見据えた展開が重要と考えております。

こうした状況の中でありまして、ハートフルケアたてしなにおける事業につきましては、新しい施策の中、中心施設として、地域に密着した、開かれたサービスの提供のできる施設であるべきではないかというふうに考えてございます。

今後、安心して地域で暮らしていくための支援の施設といたしまして、地域の皆さんが利用しやすい、交流できる施設であるように連携いたしまして、住民に開かれた施設となるよう位置づけ、努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 住民に開かれた施設ということでございますけれども、ローマンうえだやはやしの

杜など、伺った施設は、ボランティア、地域の皆さんが気軽に集まってくるということでございました。介護保険や国保の金額を抑制するためにも、町全体の健康の拠点になるような施設にさせていただくことを望みます。

9月1日現在で7,723人と、立科町は人口減少が続く中で、観光事業、温泉館、そしてたてしな屋等、課題もございますが、健全財政継続をお願いし、これで私の質問を終わります。

議長（滝沢寿美雄君）これで、6番、田中三江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、3番、小宮山正儀君の発言を許します。

件名は 1. 野生鳥獣被害対策の現状と計画は

2. 蕎麦栽培システムの設備等整備計画はについての2件です。

質問席から願います。

〈3番 小宮山 正儀君 登壇〉

3番（小宮山正儀君）3番、小宮山正儀です。通告に従い、質問いたします。

「野生鳥獣被害対策の現状と計画は」について質問いたします。

以前の一般質問後に、鳥獣侵入防止柵設置が進み、佐久市、茂田井区から藤沢区まで、約31kmの柵が設置されまして、おかげさまで大きな被害が出るような状況は減ってきているようであり、大変効果は出ており、感謝しております。侵入防止柵の設置による獣道が閉ざされ、けもの行動についての、柵の周りを見れば、一目瞭然とはいかないものの、足跡を見れば、行動がおおむね見えてきております。また、シカ等の大型動物の力により、獣道を中心に、複数回にわたり壊されており、つぶされたり倒されたりされた箇所は、その都度、町より無償提供の補修用資材を用いて補修しております。このことについては、大変ありがたいことであり、感謝申し上げます。

しかし、各地区の皆さんがどのように苦勞して維持管理をしていることかをご理解いただきたいと思えます。このことについては、町でも、各地区の実情を調査されたことは聞いていますが、私自身も地元区で設置から維持管理までお手伝いをしている経験上、各地区、住民の皆さんがボランティアでの見回り、補修や維持管理上の草刈り等、既に限界に達しています。草刈り1つ取り上げてみても、草刈機の燃料代、刃の損傷等、個人負担の協力の上に成り立っています。松くい虫などによる倒木処理は、チェーンソー等で処理しています。協力いただいている住民の皆様は燃料代や替刃代、わずかながらの日当程度を各地区に補助金として交付していただきたいと思えます。

きめ細かな野生鳥獣対策の取り組みとして、鳥、獣などの頭数等、制限対策については、今後は広域的な野生鳥獣対策の計画がなされ、被害対策についての取り組みをお願いしたいです。再度ですが、地域住民の家庭生ごみ等、処理方法についても十分検討をして、鳥獣の餌とならないような取り組みが必要と思います。

けものシカでは、8月8日の信毎掲載、環境省で2025年度には現状の捕獲率では倍増するとの推計結果の公表がされました。また、本日の信毎に掲載されましたが、佐久穂町で猟友会員と連携して、住民らが地域ぐるみで有害鳥獣を捕獲する集落捕獲隊というものを結成され、農林産物の被害が出た場所での近くに町猟友会員がわなを仕掛け、隊員の住民が交代で見回る仕組み、隊ができ、15日ほどでシカ4頭を捕獲したとありました。

町では、これからの頭数制限対策の取り組みはどのようにお考えか、以前でも質問している事項とも関連しますが、あわせて町長に再度質問いたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えいたします。

当町は、おかげさまで、平成22年度から有害鳥獣侵入防止柵の設置事業を開始いたしました。議員さんのおっしゃいますように、上田市虎御前境、それから佐久市の茂田井境まで、延長にして23km、それから蟹原地区、藤沢の田屋原も含めると、31kmの柵を見直すことができたわけでありまして、これは皆様のご理解とご協力ということで感謝を申し上げたいと存じます。

この事業につきましての経過を少しお話をさせていただきますけれども、これは、今、先ほど議員さんが経過をおっしゃいましたように、収穫間際の農産物がニホンジカの餌になってしまうんだということで、結果として農家の皆さんの栽培意欲、そして農地が荒廃をしてしまうのを防ぐのを目的としているわけでありまして、町では、その侵入柵によって大きな被害はない、なくなってきたということで、一定の効果は出ているというふうに考えております。

事業開始の当初から、一貫してお願いしていることが1つございます。維持管理についてでございます。町では、補修用の資材を無償提供します。そして、修繕や草刈り等の維持管理については地元の皆様でご負担をいただきたいというお願いをしながら進めてきた侵入防止柵の事業でございます。そうした経過もございまして、この事業につきましては、従来どおり各地区で協力し合っていたいただきたいというふうに思っております。

また、侵入防止するだけではなく、ご指摘のように、頭数の制限をしなければいけないということで、この問題については、先ほど議員さんがご指摘になりました維持管理のことと含めて、この問題と合わせて、柵を設置されました各地区の区長さん方に集まっていただきまして、現在調整中なんでありましてけれども、わなを仕掛けていただいとらえる、いわゆるわな猟を中心に、個体駆除事業を新たに検討しております。

これは、先ほど佐久穂町の例をおっしゃいましたけれども、同様な取り組みでございます。若干は立科に合った方向にはなろうかと思っておりますけれども、同じような取り組みになるのかなとい

うふうに思います。いずれにいたしましても、侵入防止から個体の制限という形になっていこうということでございます。これは、町の猟友会の皆様のご理解が必要なわけですが、既に猟友会の皆様とは幾つかの話し合いがなされております。

まず、住民の多くの皆様方にそのわな猟の免許を取得していただきたいということなんでしょう。その折の取得費用につきましては、町は可能な限りで助成をしてみたいと思いますので、検討をしていきたいというふうに思っております。2つ目ですが、わな猟の免許取得者は町の猟友会、猟友会員に登録をしていただかなければいけないのかなというふうに思っています。3つ目ですが、ニホンジカ等の大型獣を捕獲した場合は、現在もですが、町から1頭1万円の奨励金、報奨金が出ておりますので、ご承知おきを願いたいと思います。

また、わな猟に関しての作業の分担が、今検討されております。わなの設置は、先ほど申し上げました免許を持った猟友会員で行っていただきたいと。見回り等、これは地元の地区の皆さんでしていただく。そして、わなにかかった場合ですけれども、止め刺しと言うんだそうですけれども、それについては、やはり猟友会の皆さんにお願いをしていただくと。そして、あとは放っておけないですから、後かたづけについては地元の皆さんで協力していただきたいと。このようなざっとした考え方のもとに、今、各地区の区長様にお願いをいたしまして、侵入防止柵の維持管理上の約束事等を規約等にまとめていただいておりますので、今後、設置済みの6地区の区長さん方と何度か話し合いを持ちまして、統一した考え方で維持管理あるいは駆除ができるような仕組みにしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君） 今の町長さんのお答えはわかりませんが、しかし今までのお答えでは、ちょっと私は納得しかねます。以前、町長さんは、全町張り終わったあかつきには、何らかの費用について考えると云われたと記憶しております。24年度で全て張り終えております。また、獣を里へおろさないようにすると、これはシカ柵の管理がなされているから、里の皆さんが安心して作物を生産され、町の農業振興にも寄与しているのであり、全町的に考えていただきたい。

私の私案を申し上げますと、そのシカが入ってこれない、この管理が、全長31kmありますが、これは地元からの要望がありましたが、町の方針でもありまして、これは事実だからといって、いつまでもボランティアで維持管理ということについては少々無理があるのではないかと思います。

先の議会でも、私は、柵の管理費用、1km当たり3万円程度交付したらいかがかと提案しております。決算書でも、5億6,800万ほどの繰越金が出ておまして、また24年度監査での審査意見書の財政健全化法から見ても、特に指摘すべき事項はないとお墨付きをいただいているのであって、その一部を住民のためにお使いいただいてもよろしいのではないかと、私は考えます。くどいようですが、申し上げます。1km当たり3万円程度を各地区へ交付していただきたいと思っております。町長のお考えを再度お聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 今のご質問とご提案は、全く前回と同じですね。3万円ということが正しいかどうかわかりませんが、先ほど私はこういうふうにお答えしました。当初、だめですと言ったのは、侵入路の張りめぐらす事業についてはだめですと申し上げました。それは、当初から説明を申し上げて進めてきた事業ですから、それはこれからもやるところが実はあるんで、そういうところもやはりお願いをしながら、同じ事業でやっていきたいということです。

ただし、今、私が申し上げましたように、侵入防止柵から、今度は頭数制限の事業に移りたいと、私は申し上げたはずですが、その中で、維持管理のことも含めて、今、区長さん方と話し合いを持っていると、こういうことでございます。ただ、議員さんおっしゃいますように、1km当たり3万円になるかどうかは別でございますけれども、ただ決して後ろを向いたわけではございません。

もう1つは、町民的なこととおっしゃいますけれども、現実には、やはりそれに利害関係のある直接の人もいらっしゃるということと、それからこの事業は決して町が押しつけたような場面はございませんので、その点はしっかりと地域に戻ってからも発言していただきたい。あくまでも地域の皆様と話し合いの上で、希望に沿った方向で進めてきているはずでございますので、ちょっと今、気になった発言がありましたのでお答えさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君） 今、町長さんのお答えの中で気になる発言というお話をされたんですけども、そういう意図で言ったわけではないんです。ということは、やはり山際でしっかりと管理されている皆さんがいるから、里においてくるのは防げているよと、ですから町の財政の中で、全町的な、全町民的な感覚の中でお考えいただけないかということをお願いしたわけです。

それと、先ほど町長さんのお話の中で、何らかの維持管理の費用について、今協議中だというお話を今されたものですから、それについてはじゃお考えいただいているということよろしいですか。お答えいただければありがたいです。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 先ほどもお答えしましたように、今、検討をしている最中でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君） わかりました。それでは、検討していただいているということで、ここで質問は、この件につきましては終わりますけれども、よく予算等を検討されて、補正予算への盛り込みを強く望みます。

維持管理費用につきましては、本当に3万円という金額を申し上げましたけれども、あえて3万円という言い方をさせていただいたものですから、その辺よくご理解いただいて、よろしくお願ひいたします。

それから、獣の頭数等の制限対策等については、私も先ほど佐久穂町の例を申し上げましたように、柵の効果だけではだめで、やはり頭数制限をしていかなければいけないというようなことがあります。これは、柵を張ったことによってその効果があらわれて、獣の行動が見えてきてい

るということで、区の方々はここにわなを仕掛ければシカがとれるというようなことも聞いております。各地域の実情を調査されて、また猟友会など、関係団体とも集落ぐるみの捕獲体制など、詳細な協議をいただき、早急により前進した取り組みをよろしく願いいたします。

それから、もう1点、防鳥対策の補助制度の創設ということで、以前にもご質問させていただきました。これにつきましては、シカもそうですけれども、鳥もそうですが、リンゴ等、また米等、それぞれ被害をこうむっております。それらについてどのようにお考えいただいているか、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 以前にも、鳥の被害についてのお話がありました。これは、シカよりも、また解釈が非常に難しいなと考えております。それぞれ果樹や作物などの種類、場所、それから熟しているかどうかということ、それから鳥の住みかがどこにあるかということ、また未収穫の作物を放置しているとか企画外の作物を畑へ放置する、廃棄する。そして、鳥の越冬を許してしまうんですね、そういうようなこと、それから、なかなかこの被害の用途というか、非常に把握が難しいんです。それから、果樹園の経営ですとか農業経営の規模、あるいはその経営者の考え方に大変大きな差がございます。そうしたことで、その防鳥用の網ですとかネットなんですが、これを公平性にどうやってやるかということが非常に見出しにくいということでございます。大変難しい、そういったことのために、当面は個々での対応をお願いせざるを得ない、そういうふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君） 今、たしか網については難しいというお話をいただきました。

前回、私が質問したときには、近隣の市町では個人に補助金という形で、購入したときの補助金という形で交付しているとお話を申し上げました。今の町長さんのお話では、いろいろ検討してお金をいただいているというふうにとらえていきたいと思っております。

防鳥対策は必要不可欠でありますので、さらなるご検討をいただきまして、よりよい方向が見え、一生懸命作物をつくっている皆さんの防鳥対策をしていただいて農業振興につなげていっていただけるように、よろしく願いいたします。

続きまして、「蕎麦栽培システムの設備等整備計画」について質問いたします。

遊休荒廃地復旧対策で、手っとり早く復旧し、収益を上げる作物の1つとしてソバがあります。ここ数年、当町のみならず、近隣市町においても作付けが進んでおります。この結果、ソバの売上代金も買ったたかれて、昨年収穫した原ソバの買入価格も、収穫直後はそこそこで200円前後でしたが、年が明けた途端、キロ10円、20円といったような買入価格と聞いております。この結果から私なりに判断できることは、立科のソバを振興するならば、収穫した直後に調製し、早急に販売することを考えなければならないと思っております。今年度の予算で、ソバ刈り収穫用のコンバインと石抜き機の購入は予算化されており、栽培者の立場としては一歩前進と思われませんが、当町の蕎麦振興のために、今後、その設備費用の補助制度の活用はどのようにお考えいただいているか、町長にお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君）お答えをします。

3年ほど前から、遊休荒廃地復旧対策に、短期間で復旧のできる秋ソバの栽培に、これは立科町のみならず、佐久管内でも大変多くの町村がその栽培をされまして、大変面積も増えてございます。私どもの町でも、個人で手打ちソバを楽しむ方、また地域を挙げて、村おこしあるいは町おこし事業として取り組んでいるところ、そして収穫をしたものを換金をしている皆様等、ソバ栽培での荒廃地の活用の取り組み方はそれぞれ違ってはおりますけれども、平成25年度の栽培面積についてお話ししますと、現在取りまとめ中ではありますけれども、概算で15haから16haと報告されております。こうした状況から、議員さんから、ソバ栽培から加工までの、製品までのシステム的に施設整備の計画はどうかというご提案でございます。よろしゅうございますか。そして、補助制度の活用はされているかのご質問でございます。

まず、平成25年度につきましては、町の再生協議会の事業といたしまして、県の補助金事業を活用いたしまして、ソバの収穫用コンバイン、石抜き機を整備する予定でございます。それ以外の設備につきましては、栽培面積の推移を見きわめなければならないというふうに考えております。当然のことながら、それは最善の補助制度の活用をしていくわけでありまして。

また、ご存じかと思えますけれども、町ではコンバインの収穫作業代金については2分の1の補助制度がございますので、あわせてご利用いただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君）今、ご答弁いただきましたソバの関係についてですけれども、ここで農林課長さんに、原ソバのここ2～3年の価格はどのようであったかお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（滝沢寿美雄君）中澤農林課長。

農林課長（中澤文雄君）お答えをいたします。

ソバの買入価格につきましては、2～3年ということですので、平成22年からの直近3カ年間をお話ししたいと思います。平成22年度の買取単価、これはJA調べでございますけれども、1kgが433円でございます。平成23年度から戸別所得補償方式が導入されまして、その途端に単価が下がったというふうに言われておりますけれども、23年が原ソバ単価で181円、ここに戸別所得補償が1kg270円ということがございますので、合わせますと、農家の手取りといたしましては451円ということございまして、22年から見ましても20円ほど高くなったということでございます。24年度でございますが、これが非常に安くて、年内の販売で78円と言われております。これに戸別所得補償が270円ございまして、合計348円ということでございますから、22年から考えますと約60円ほどのものは下がっていると、そういうような状況でございます。よろしくお願いたします。

議長（滝沢寿美雄君）3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君）先ほど私も申し上げましたように、ソバは収穫直後に商品化をして、最低条件を満たした価格で販売しなければならないということをご理解いただけたと思います。例えて申し上げますと、立科産ソバを一日も早く販売するためには品質のクオリティを高めることが大切であり、必要不可欠なことであります。ソバの製粉は各団体、また個人がそれぞれソバ打ち道場など、先ほど町長さんのお話にもありましたように、この立科ソバを食べる取り組み。例えて言いますと、さまざまなメニュー、食し方がありますけれども、そういうものも考えられます。また、直売で品質のよいソバ粉の販売も、ぜひ必要であります。さまざまな視点から考えますと、ただいまの答弁では、調製から製粉までできるようなソバセンターの設置のお考えをお示しいただければ納得しますが、ちょっと今のお答えでは納得しかねません。その設置のお考えはないか、またその設置時期はいつごろを考えていただいているか。また、設備費用の補助制度は今年度で打ち切りと聞いております。どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）先ほども私、お答えしたつもりではおりますけれども、まずソバは15から16ha、とれるトン数にして約1.5tだそうですから、全町的に今の普及をしましたと言うのにはちょっと間があるのかなというふうに思うんです。当面は一番大切な部分で、要するに収穫の時期が一齐に一緒になるというようなこと、それから石抜きもしないとなかなか製粉所へ持っていきにくいということ、そんなこんなを合わせることで、それからもう1点は場所の提供ということになるんですが、乾燥というのがあるんだそうですね。こうしたことは少しずつクリアしていこうと思っていますが、今、議員さんのおっしゃいますように、システム化して、製粉までして、販売までというところには、まだ面積的にももう少し見きわめさせていただきたいというふうに先ほどお答えしましたので、そんなようなご理解をしていただくということがよろしいかというふうに思います。

議長（滝沢寿美雄君）3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君）今の面積的に見きわめていきたいというお話でございますが、しかし荒廃地対策の1つの目玉として、このソバ栽培という形で進めておまして、やはり荒廃地、340haの1割でも34ha、2割では68haという面積になっていきます。それでは考えられない部分もありますけれども、やはりこれから強力で町として推進していくということになれば、やはりさまざまな施設の整備というものは必要になってくるというふうに考えます。また、ソバの面積の推移を見てということでもありますけれども、やはり補助制度があるときにしっかりと整備をして、さあやるんだぞ、これだけやってるんだぞ、皆さん来てくれよというような、やはりお考えをいただけないかなというふうに思います。その辺、もう少し補足的にお考えをお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）補足的にお答えというんですけれども、基本的には、その15ha、16haという、そんなに大きい面積じゃございませんので、やはり大きな大金をかけてやるという話になりますと、もう少し大きな面積を見きわめたいというのが思いでございます。

それから、確かに施設を先につくってやればいいというお話もわからないじゃないんですが、製粉にするのは1tちょっとですから、それだけのものを投資するというには、もうちょっとやはり面積が欲しいなということです。

それから、補助金制度というのは、コンバインと同じようにやる制度はもうないんですね。ですから、今年で終わりになりますので、もし仮にそちらのほうの面積が普及してやるよということであれば、新たな補助金、あるいは町費を投じてもいろいろやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君）今、お話しいただいた内容の面積の拡大という部分ですけれども、どのくらいまでの面積の拡大をお考えですか、そのソバセンターまで設備を導入するとなれば、その点をお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）まだ漠然とした考えしかないんですけれども、よその事例を見ますと、大体50haとか100haに近づいているんですね。そのくらい取り組みが進んでいるというふうに聞いております。

私の場合、立科町の場合、50haまで待つかどうかというのは別問題としましても、まだちょっと今の段階ではもう少し様子を見るというのが今の段階だろうというふうに思っております。面積的なことは、正直申し上げて、それほど検討しているわけではございません。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君）今の50ha、100haという面積というのは、立科町で確保しろというのはなかなか難しいというふうに、私も考えられます。そうなれば可能性がないのかということで考えるんですけれども、今の町長さんのお話のように何とか近づける、50haに近づける面積ぐらいで考えていきたいというようなお話をされたというふうに解釈してよろしいですか、もう一回、その辺をお答えください。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）数字的なことを、今お約束したようなことを申し上げられません、正直申し上げて。ただ、今はまだ少ないんじゃないかという印象でございますので、また耕作する皆さんのいろんな取り組みや、そうしたものがもう少し面積的なことも含めて見きわめさせていただきたいということでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君）面積的なことについては、できるだけ少ない面積の中でお考えいただいて、町の農産物の経済の主力であるということで、町長さんの招集のあいさつにもおっしゃっておりますので、またその主力で、町の歳出決算、42億8,500万の4%が農林水産業費という形になっておりますから、ぜひその辺も、経済の主力という農業振興の中でお考えいただいて、対象面積拡大ということで監査委員さんからもお話がありましたように、ソバセンターまで早急にお考えい

ただければありがたいということで、製粉までできるソバセンターの設置を強く望みまして、また今後、面積拡大にもお力をいただいて、よろしく願いいたしまして、質問を終わります。よろしく願います。

議長（滝沢寿美雄君）これで、3番、小宮山正儀君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩とします。再開は1時30分です。

（午前11時50分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

ここで、小宮山町長より発言を求められておりますので、発言を許可します。小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）午前中の小宮山議員さんとの答弁の中で、少し訂正をさせていただきたいと思えます。

おソバの取れ高につきまして、私のほうから1.5tと申し上げましたけれども、これは私の勘違いでございまして、調査、調べさせましたら、幅はありますけれども、9tから15tというのが正しいようでございます。訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

議長（滝沢寿美雄君）次に、8番、山浦妙子君の発言を許します。

件名は 1. 役場職員の人事評価制度の廃止を求める
2. 風疹のワクチン接種に助成制度をの2件です。

質問席から願います。

〈8番 山浦 妙子君 登壇〉

8番（山浦妙子君）8番、山浦妙子です。

私は、「役場職員の人事評価制度の廃止を求める」質問と「風疹のワクチン接種に助成制度を」の2つについて質問を行います。

平成20年4月から施行されました立科町の役場職員の人事評価制度は、6年目になっています。この制度は、地方公務員法の規定に基づき、職員に対する人事評価を公平かつ適正に実施することにより、能力及び実績に基づく人事管理を行うとともに、職員の主体的な職務遂行及び能力開発を促進して、効果的な人材育成を推進することを目的として行うという説明を議会では受けています。

そこでお尋ねいたします。

1つ、人事評価制度導入時の目的達成に対する町の評価は、2つとしてどのように評価を行っているか、3番目として評価を行った後の職員の指導やフォローはどのようにしているか、最後に4番目として、検証結果から今後の人事評価についてどうするか、この4点について町長にお尋ねいたします。

議長（滝沢寿美雄君）ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君）お答えをいたします。

今、地域主権一括法によりまして、基礎的自治体への権限移譲及び義務づけ、枠づけの見直しがございます。地方自治体の自主性の強化、また自由度がさらに拡大していくという、新たな段階を迎えております。地方行政を担う人材の育成の重要性がさらに高まり、能力、実績を重視した新しいシステムの導入が求められているわけであります。

当町の人事評価制度につきましては、地方公務員法第40条第1項の規定によります。これは、勤務成績の評定について規定されたものであります。任命権者は職員の執務について定期的に勤務成績を評定し、その結果に応じた措置を講じなければならないとされておるわけでございます。立科町でもこの規定に基づき、職員に対する人事評価を公平かつ適正に実施することとしております。目的でございますが、能力及び実績に基づく人事評価を行い、職員の主体的な職務遂行及び能力開発を促進し、人材育成を推進するために実施としております。経過につきましては、先ほど議員さんのお話のように、平成20年度より3年間施行する中で、被評価者及び評価者の研修を行い、制度の不備を改善し、平成23年度より本格的に実施しているところであります。

まず、ご質問の人事評価制度の導入時の目的達成に対する検証でありますけれども、制度実施後、2年半ほどでございますけれども、毎年検証し、改善すべきところは改善し、進めております。適材適所への職員配置によりまして、職員の公平・公正な処遇による人材の効果的な活用、そして給与処遇による公務能率の一層の推進がされ、制度導入の成果があらわれております。

次に、どのような評価をしているかとお尋ねでありますけれども、まず評価方法でございます。相対評価で評価をしております。いわゆる他の人との比較による評価でございます。

次に、評価の項目であります。仕事への姿勢が6項目、知識・能力が2項目、仕事の成果が5項目、この全13項目ごとに5段階で評価し、各項目にウエートをつけます。

評価期間は、前期・後期と分かれておりまして、前期が4月から10月、後期から11月から3月までの年2回の評価となります。

評価は、上司が部下を評価します。課の職員が係長が評価し、その後、課等の職員が評価、その後、町部局は総務課長、教育委員会部局は教育長が評価をし、最後に確認者である副町長が確認をして決定となり、私のところにまいります。

次に、評価後の職員の指導・フォローはどうかとありますが、面談による指導・育成を図っております。具体的には、よい点・悪い点を伝え、足りていない点についてはアドバイスをし、相手の話をよく聞く、これはいずれも評価の過程における評価者と被評価者のコミュニケーションを通じて、組織内の意識の共有化や業務の改善等を進めるためのものです。評価情報を被評価者に開示し、検証材料にすることにより自己啓発を促すとともに、活力ある公務組織の実現、効率的な行政運営に資するものと考えております。

今後についてでございますけれども、職員のスキルアップを目指し、他の組織での研修等も実施するなど、人事評価制度につきましては当初の目的を達成するために、精査をさらに重ね、よ

りよい評価制度にしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 総務課長にお尋ねしたいと思います。

評価される者と、それから評価する者の認識の違いについてお尋ねいたします。

ただいま、町長は、この評価制度、一定の成果があったという、検証結果をお答えいただきましたけれども、今、私の手元には、今年1月に職員組合が行いました人事評価制度に関するアンケートの集計結果があります。この資料によりますと、人事評価制度は自身の勤務意識の向上につながっているかという質問に対して、思うと答えた職員は9人で13%、思わないと答えた人は42人で60.9%にもなっており、6割の人はやる気にはなっていないと回答しています。

また、現行の人事評価は人材の育成につながると思うのかの問いに対して、思うと答えた人は4人で5.8%、思わないと答えた職員は55人で79.7%という数字で、8割の人が人材の育成にはつながっていないと言っています。評価する側と評価される側の人事評価についての意識の違いについてどう認識されているかをお尋ねいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） お答えをさせていただきます。

評価者と被評価者の認識の違いということでございます。確かに、認識の違い、同じものに対する同じ考え方というのはまだまだできていないというのが実情でもあると思います。

ただ、1つの制度をすぐに成果が上がるものにもできればいいんですが、なかなか難しい人事評価ですので、すぐにはできてこない。そういう中で、極力評価者と被評価者とのコミュニケーションをとるということで、今は進めております。随時よくなっているというふうに、私は判断をしております。また、必要であろうというふうにも考えております。そういう考え方で進めております。議員さんにも、また議員さんの立場でご協力いただければというふうに思いますが、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） このアンケートの自由記述には、次のような声が寄せられています。自己評価がなく、一方的な上司の判断となっている。少ない職員で仕事をしているので、人間関係を重視しないと組織が壊れると思う。だれもが納得する評価をしてほしい。評価者の好き嫌いで評価されている気がして信用できない。面談も何もないのに、評価を下げられました。今回の評価で仕事への意欲は大幅に低下し、上司への不信につながりました。職員数が減っていく中で、これからの行政運営に必要なことは人材の育成であること、また役場の和を大切にしていくことだと思います。納得のいかない評価は、人間不信と仕事に対する意欲の低下が発生するだけで、何の効果も得られないものと思われる。評価者の評価を組合として実施して交渉されたいなど、職員数が減らされ、業務量が増えているもとの、職員同士が協力し合い、和を大切にしなければならないのに、納得できない、この評価制度によって不公平感が生まれ、上司の顔色をうかがうようになり、

給与にも反映することなどからも、職員の中には不満がたまっている様子が伺えます。こういう状況では町民サービスの低下にもつながりかねないと、私は考えるものでありますが、このことについて、総務課長はどのようにお考えでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 確かに、まだそれぞれ、評価者も被評価者も目線の統一といいますか、評価者から見ますと、それぞれ評価者ごとに、その評価の尺度の違いというようなものがあらわれた時期もございまして、それに伴って評価者研修等を実施する中で、目線の統一というような評価研修もしてきております。

先ほど、納得できない、評価者が勝手にしている、面談がないというようなアンケート結果が出ているようでございますけれども、基本的には面談をして評価をすると、被評価者の話を聞く中で評価者が評価をしていくというのが大前提であり、そこでまたコミュニケーションをとって、評価をするための面談ではございません。日ごろの勤務上での問題点等をそこで共有をしていくと、足りていないところはアドバイスを加えながらやっていくということで、評価のほうは、いわば副産物というような位置づけをしております。そんなところで回答とさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 私は、総務課長の先ほど、それから今の答弁をお聞きしますと、本当に職員との、この人事評価制度に対する意識の乖離というものが大きいんだということを、改めてこの場で認識いたしました。組合のアンケートをよく読みますと、評価するものよりもやめたほうがよいという職員の思いが伝わってくるものでありました。

続いて、人事評価を行う職員の負担や労力、手間暇について、総務課長にやはりお尋ねしたいと思います。

町長は、1年を2つに分けて、前期と後期に分けての評価の仕方をしているというお話でありましたけれども、評価する職員には、自分の部下に対して随時観察や指導、記録など、日ごろからの精神的な負担と労力や手間暇が日常の業務と並行して課せられていると思います。一体どのくらいの労力と手間がかけられているのかをお聞きします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 人事評価につきまして、一体どのくらいの手間暇ということでございます。

統計をとったということではございません。私の私見で申し上げさせていただきたいと思います。確かに、常日ごろ、観察というよりは、気づいたことを記憶にとどめておくということをしていかなければなりません。これは当然のことであるというふうにも思っています。

ただ、そんなにこの評価をするがために、日ごろそんなに手間をつぶすというようなことは、一日1時間とられるとか、そういうことはございません。気のついたことをちょっと記憶にとどめたりメモにしたりという中で進めて、私の場合はやってきております。あまり手間はかけていないというところでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 笹井課長はあまり手間暇はかけていないという答弁でありますけれども、評価する

者はみんなに納得してもらい、職員の主体的な職務遂行と能力開発を促進し、効果的な人材の育成のつながる制度にしようとするほど時間がとられることになるのではないかと、私は認識します。この膨大な仕事は日常の業務の妨げになるのではないかと考え、それをやめて町民サービスへ振り向けるほうがよいという、そういう職員の声も私は耳にいたしました。もう一度このことについてどう考えられるか、笹井課長、お答えください。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） やめたほうがいいのではないかとということでございます。

基本的に、職員のスキルアップ、人間を成長させていくという中では、悪いところがあったら、それは自分自身あるいは周りがわかってやらなければいけないというふうには、常々感じております。職員数が減って、職務能率を上げていかなければ、本当にもうやっていかれないというのが現実でございます。そういうためにも、職員の職務能力を上げながら、情報の共有をしながらやっていくという中では、1つの方法として、これはやるということに決まっておりますので、その制度を有効利用してやっていくということになろうかと思っております。よろしく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 次に、人事評価制度の見直しについて、町長にお尋ねしたいと思います。

このアンケートの中には、やはり人事評価の研修がなかった、全ての評価者が同じように評価できるように研修をお願いしたい。職場の中で改善要求を出しても回答なしで、その中で評価を受けていたと思うととても腹立たしかった。職員全員が公正な評価が行われてこそ、向上につながるのではないかと。それから、評価者との面談による意思疎通ができなかったという職員が66.7%もいました。これは何かと云ったら、評価が下がることを意識して本音が言えず、評価者との意思疎通ができなかったのではないかと、私は考えています。このように、組合アンケートの中には課題が浮き彫りとなった記述がたくさんあります。

また、昨年11月30日に組合と理事者との交渉が行われた中でも、人事評価制度に対する数々の課題や要望が出されたと聞いておりますが、どんなものが出され、そのことについて当局はどんな対応をしたのか、どんな改善をしようとしているのかを答弁いただきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 11月30日の交渉の内容というのは、今、記憶ございませんので、資料がございませんので、ちょっとお答えするわけにはまいりません。

今の評価のことについて、随分批判的というか、否定的なお話ばかりされますけれども、これは、先ほど総務課長も話をしましたように、評価が悪かった人の悪いところを指摘、要するに促して、それをよくしていこうという制度でございます。そのことをまず忘れないようにしていただいて、何でも評価は悪く出るもんだという、まず認識は外していただかなくちゃだめです。当然、相対的な評価ですから、悪く出る方もいればよく出る方もいるわけなんです。

先ほどのアンケートの中にも、いろいろご指摘を受けたんですけども、改善するのは、当然改善していくんだらうと思うんですが、そうは申しまして、評価制度をすることが、やはり1つの認識を改めていただくということと、それをまた立場の、例えば評価する側というか、町側

のほうはその人たちに研修をしていかなきゃいけないというものを見出していくことなんです。そのことによって、全体的な能力のスキルアップをしていこうという目的でございますので、当然それは仕事の能力だけじゃありませんよ。先ほど申し上げましたように、仕事に対する姿勢だとか、それから例えばでき上がったものだって、みんながみんな間違いがないということじゃないんです。いろいろなものがあつた中で、やはりそれを間違いのないような成果に上げていくという、そういうことも必要なんです。ですから、決して否定的な面ばかりを指摘するのではなくて、いい部分もやはりとらえながら、両方相まって改善をしていくというふうにとらえていただきたいと、私はそういうふうには思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） ただいま、町長は、町の人事評価制度について否定的なとらえ方だけでなく、よい部分、職員のスキルアップにつながるようなよい部分を目的としているものであるから、そちらへも視点を変えるようにというような答弁でありましたけれども、この人事評価制度、6年目に入って、評価される側と評価する人たちの間にこんなにも大きな不信感が生まれたり、役場職員の中の輪が壊されているような結果が、職員組合のアンケートに歴然とした形で、数字で上がっているわけです。私は、この評価制度は、決して職員の和を醸成、つくり上げていく、高めていくようなものにはつながっていないと、そういう思いで、今回、このアンケートの結果を見させていただきましたので、あくまでもそういう部分での立場で、私は質問を、あと2～3個ありますけれども、続けていきたいと思っております。

総務課長に続いてお尋ねいたします。

例えば、今働く人たちの権利が大きく拡大されてきております。有給休暇はもちろんのことですけれども、女性の生理休暇、育児休暇、最近では介護休暇などがあります。立科町の職員の有給休暇の消化率、また女性職員の生理休暇や育児休暇、介護休暇をとる職員の状況はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） お答えをいたします。

まず、有給休暇でございますけれども、ご存じのように、年20日という有給休暇がございます。平成24年の取得率と申しますか、取得日数は3.5日です。3日半という、平均ですけれども、3日半日ということでございます。それから、10日以上、取得をされた職員は全体の中の10人、10名というような結果になっております。また、特別休暇につきましては、今、議員さんが言われました育児・生理・介護休暇、それから特別休暇ということで、夏休みとかりフレッシュ休暇というようなものがございます。

今、手元にありますのは、その夏休み3日間、それから元気回復2日間の5日間の特別休暇をとりますと、取得率は3日半日ということで、特別休暇のほうはかなり取得をしているということです。それから、当然育児休暇、生理休暇というようなことで、こちらのほうも出産等があつて育児をする場合については、規定の範囲の中で取得をされていると。それから、介護休暇については、ちょっとあまり取得したという経過がありませんもので、あまり使われていないと、介

護がなくていいと言えればいいんですけれども、そんな状況でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） ただいまの課長答弁によりますと、私はこの有給休暇を含め、特別休暇など、職員が保障されている休暇取得であるにもかかわらず、大変皆さんのこの制度の利用の仕方が低いなという思いで受けとめました。人事評価制度があるために、この休暇をとること、この制度を利用することをためらうことにつながっているのではないかと、そういう面も職員の気持ちの中にはあるのではないかと考えているものです。

この間、企業のリコール隠しや食品の偽装などが多く発生していますが、その背景には、人事評価制度があるために、自分にとって都合の悪いことや問題になりそうなことは隠すということが指摘され、人事評価を見直した企業もあると聞いています。市町村でも、このことについては同じことが言えると思います。実際に人事評価制度を導入して、成果の上がっている自治体があったらお示しいただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 成果の上がっている自治体ということでございます。

私の中では、その成果が上がっているという部分では、知り得る範囲はございません。そうかといい、やっていないところもほとんどないというのも現実でございます。

よく他町村の職員との対話の中では、やはりその評価の統一、この辺になかなか難しさがあるということは聞いております。かといって、ではやめてしまったかということ、一旦やめた自治体もあるようですけれども、復活をしてやっているということもございます。この近隣でもやっていないというところは、ちょっと聞いてはいないんですけれども、全部やっているかと思いません。そんなことでよろしいでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 続いて、もう一度、総務課長にお尋ねいたします。

立科町の人事評価制度は、70%の職員から、公平・公正性、それから透明性や客観性にも欠けるものとして受けとめられています。職員の努力や頑張りをすくい上げて、全体の水準を引き上げることにはつながっていないと職員から受けとめられている中で、今後、組合の関与や参加のもとで、職員の苦情解決のための制度の確立が組合側から要望されたと聞いておりますが、この件については、その後、具体化に向けて当局は動いたのかどうか、お尋ねいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 組合のほうから要望が出されたということですが、その内容についての協議については、私の知り得る範囲では承知をしていないということになるんですけれども、よろしいでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 先ほど、町長も昨年の11月30日の理事者と組合との交渉の資料を持ち合わせていないということでしたが、その場で確か出たと伺っております。

この人事評価に関するものだけでなく、職員が気持ちよく仕事に従事するためにも、職場環

境の整備が必要と考えるので、一日も早く職員の苦情解決のための相談窓口、そういう制度を創設するように、私は求めたいと思います。

最後に、町長にお尋ねいたします。

以上、私は、この評価制度を否定する立場に立って、いろいろと質問を続けてまいりましたが、職員のやる気や力を引き出したり人材の育成に役立つということにはなっていないという、そういう思いが私の前提でありますけれども、人事評価に費やす労力なども負担なども、総務課長はそれほどのものではないとおっしゃいましたが、現実問題として、私は複数の職員からこの労力、負担は大変なものだという話をこの耳で伺っております。

今の立科町の人事評価制度は、私は百害あって一利なし、弊害のほうが大きい制度だということにはほかなりません。職員の皆さんがお互いを信じ合って、町民サービスの向上に向けて邁進できるものならいざ知らず、給与にも反映するような、この評価制度のもとで、職員が新しい事業の提案も自分の評価に結びつく、失敗したら困るというような思いの中では提案することもできないのではないかと、私は考えています。現場の職員からたくさんの不評を得ているこの制度は廃止すべきと考えますが、町長、もう一度この点について、再確認の意味でお答えいただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 確かに、山浦議員さんは否定的な立場でのご発言でございます。それはそれとして、その人それぞれの考え方がございますけれども、全体を通しまして、今後につきましては、やはり職員のスキルアップを目的にしておりますし、またほかの組織での研修等も行わなければいけないというふうに考えております。この人事評価につきましては、当初の目的が達成するために、今後、さらに精査を重ねながらよりよい評価制度にしていければというふうに思っており、続けてまいりたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 総務課長や町長の答弁は、この人事評価制度は評価するものとして、今後も続けていきたいという答弁で、私にとっては大変残念なものだと思っています。

ただ、私は、ここでもう一度、評価する人たちに対して言っておきたいことは、こんなにも大きな亀裂が職員の中に発生している、この人事評価制度の中で、その傷、同僚に対する不信感などを埋めていく取り組み、これは大きな努力とエネルギーが要るのではないかと考えています。そういう意味では、ますますこれから職員の数が減らされ、事業量が増えていく中で、職員の苦悩に寄り添うような、そういう施策を町側も一生懸命になって取り組むよう私は求めて、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、「風疹のワクチン接種に助成を求める」立場からの質問です。

風疹は、妊娠初期の女性が感染すると、心臓や目の障害など、先天性風疹症候群の疾患を持つ子供が生まれることもあり、国立感染症研究所のまとめでは、昨年10月から今年の7月までに14人の赤ちゃんがこの病気と診断されているそうです。

風疹は、予防接種で防げるVPDの1つですが、今回の流行は予防接種政策の遅れによ

るものだと聞いています。1977年から女子中学生だけを対象に予防接種が始まり、男性の接種は大幅に遅れ、今、20代から40代後半の男性は風疹の免疫を持っていない人が多く、今回の流行の中心になっているということです。昨年から今年7月までに、合併症として、風疹脳炎が16例、血小板減少性紫斑病が67例報告されるなど、重症化する場合もあるので、決して軽い病気とあなどることはできないと、注意を喚起しています。

そこでお尋ねいたします。

立科町の状況はどうであったのか、予防接種の対象者はどのくらいいるか、次に個人で受ける場合、この接種費用はどのくらいかかるのか、近隣の市町村の助成制度の実態はどうか、この4点についてお尋ねいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えいたします。

まず、現在の状況でございますけれども、県下では、今年1月から8月18日までに60人が風疹と診断されているようでございます。佐久管内では、7月に1名の発生が報告されているようです。

次に、予防接種対象者はどのくらいいるのかというご質問でございますが、今回の流行は20代から40代の男性と20代の女性に多いと言われておりまして、平成23年の国の調査では、20代から40代の男女の15%は十分な免疫がないとの報告がございます。

立科町においてであります、この20歳から49歳までの該当者は2,360人、うち15%が十分な免疫がないと仮定をいたしますと、予防接種対象者は約354人と推測されます。

また、費用でございますけれども、風疹は5,000円から6,000円、国で推奨している麻疹を合わせた接種の場合は1万円ほどかかります。また、抗体検査については5,000円ほどかかるようでございます。

そして、近隣市町村の実態であります、本年6月25日時点の県アンケートによりますと、助成実施が4市町村、検討中が6市町村でございます。8月末時点で、近隣では軽井沢町、佐久穂町、南相木村が助成を実施しております。軽井沢町では、20歳から49歳を対象に1回のみで、接種費用の半額について、5,000円を上限として助成をしているようでございます。佐久穂町では接種者に3,000円、南相木村は2,000円の定額補助を行っております。

立科町の考え方と助成に向けての検討についてでございますけれども、町では、今年6月ごろからこの風疹の助成に向けての検討を始めたところでございます。当時は風疹の流行に伴いまして、ワクチンの需要が急増しておりました。このため、当時、ワクチンの安定供給の目途がつかない中で、対応のあり方が課題となっていたわけでありまして。

7月2日付けで、厚生労働省により助成事業を開始する場合の対応についての協力依頼がございます。内容については、ワクチンの安定供給の目途がつくまで、妊娠の周囲の方及び妊娠希望者、または妊娠する可能性が高い方で抗体化が十分でない方を優先をして接種を実施することと、

接種前に抗体検査を実施し、抗体化が十分でない方のみを市町村の助成の対象とすることを検討してもらいたい旨の内容でございました。

最近になりまして、厚生労働省は、平成26年度から子供を望む男女を対象に抗体検査を国と自治体が負担し、無料化をする方針を固めております。それを受けて、抗体検査で抗体化が十分でない方を対象とする助成の検討はしてまいらなければならないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君）この風疹の予防接種にかかる金額、個人負担は、抗体検査が5,000円ぐらいかかり、その後、接種については5,000円から6,000円ということで、大変高い接種の費用になると、私は今、町長の答弁から伺いました。この予防接種は注射で防げるものでありますので、立科町でも今年の7月から検討に入られたという答弁をいただき、これが本当に実施されたらうれしいなという受けとめ方をしておりますので、一日も早い接種の助成をお願いしたいと思っております。

感染症学会の提言によりますと、風疹の流行は2～3年、連続することが多いことから、来年も流行が再び繰り返されることが懸念されることとして、成人者へのワクチンの接種を推進することを望まれると述べています。

今、町民の皆さんは、経済状態がとても大変なときでありますので、お金がないためにこの接種が受けられなかったということがないように、早期の助成制度を求めて、私の質問を終わりといたします。

議長（滝沢寿美雄君）これで、8番、山浦妙子君の一般質問を終わります。

次に、1番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は 1. 子どもの食物アレルギーと熱中症対策
2. 子どもの発達障害についての2件です。

質問席から願います。

〈1番 榎本 真弓君 登壇〉

1番（榎本真弓君）1番、榎本です。通告に従いまして、2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目は「子どもの食物アレルギーと熱中症対策」についてであります。

年々食物アレルギーの子供が増えております。アレルギー食品の種類も幅広くなってきております。一般的な卵や牛乳、乳製品は、幼少期から保護者は十分注意しているところではありますが、ソバ、その加工品などは症状がすぐにあらわれ、重篤になるアレルギー食品の1つであります。そのほかにも、小麦、米、大豆、ピーナッツ、果物、甲殻類、お菓子、チョコレートなどがあります。果物では、リンゴ、モモ、ナシ、イチゴ、サクランボ、スイカ、メロン、キウイ、バナナもあります。実は、チョコレートもアレルギー食品の1つであります。チョコレートを摂取した場合、金属アレルギーを悪化させる要因があるようであります。

食物アレルギーは子供に多いのが特徴ですが、特に6歳以下の乳幼児が80%を占めています。

1歳未満では10人から20人に1人が発症しているようです。

平成23年、厚生労働省は、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインを示しています。保育所における給食やおやつ提供に際し、子供の健康及び安全の確保はもちろんのこと、施設長の責任と全職員の共通認識、保護者や地域の関係機関との協力・連携も組織的に取り組んでいくことを求めています。

また、小学校・中学校においても、文科省より、学校給食における食物アレルギー等を有する児童・生徒への対応についての文書が届いていると思います。

大変残念なことです。昨年12月、東京都調布市の小学校で、日ごろから十分な配慮をしながら、その配慮をしていたながらも大変残念な事故が起きてしまいました。このことも踏まえつつ、保育所、小・中学校、3施設での食物アレルギーへの対応の現状と現場で見えてくる今後の課題を伺います。

次に、安心・安全の面から、園児や生徒の熱中症対策はどうであったか、伺います。

今年は、皆さんもご存じのように、大変夏は暑かったと思います。地球規模で、年々気温が上昇しています。気象庁に提出されています今年の立科町のデータを見ましたところ、7月から8月にかけての30度以上の真夏日が30日、猛暑日と言われる35度以上の日も4日もありました。立科町は涼しいと、私も常日ごろ思っておりましたが、数字で見ますと、このように真夏日、猛暑日という日が、やはり立科町でも起きています。

大変暑かった今年の夏、建設されたばかりのたてしな保育園では、園児たちの熱中症対策は、その対応はどうであったのか、伺います。

同じく、小学校や中学校の対応はどうであったか、現場での現状と課題を伺います。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えいたします。

今、各種のアレルギー疾患が年々増加傾向を示してきております。文部科学省が平成19年に発表いたしましたアレルギー疾患に関する調査報告書によりますと、気管支喘息5.7%、食物アレルギー2.6%という実態で、各種のアレルギー疾患の生徒が多数いることが明らかになりました。この実態に対応すべく、平成20年、日本学校保健会が学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを公表しまして、気管支喘息と食物アレルギー、アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患については、緊急時に備えて、アドレナリンの自己注射薬、また内服薬の服用など、教職員のだれでもが適切に対応できる体制を組む取り組みがなされるようになったわけであります。

アレルギーの症状は、個々でかなりの差があり、異なっております。教育機関では、それぞれの特徴の把握をして、急変に対応する準備を常に、特に小学校では学校生活管理指導表を作成して対応することとなっております。

立科町の対応や詳細については、担当のほうから説明をさせていただきます。

次に、熱中症対策でございますが、近年の温暖化によりまして、全国で熱中症が多数出ております。高原的な気候の立科町では、今年の夏は気温が初めて35度を超え、冷涼な町でもこうした猛暑日が続くようになりました。お年寄りや子供に対し、暑さ対策も考えなくてはならない時代になってしまったようであります。

町の現状等につきましては、これも担当のほうから一緒に説明をさせていただきます。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） お答えをいたします。

立科町における食物アレルギー児童・生徒への対応でございますが、まず保育園では、入園前に保護者と園とで詳しい事前打合せを行います。医師の指示書を出してもらい、保護者、給食調理員、栄養士、園長、担任とでこれからの進め方を検討いたします。それを受けまして、園の給食調理員がアレルギーノートを作成しまして、1カ月分の使用する食品一覧を作成し、保護者と協議をいたしまして、完全除去をするか、あるいは摂取量の調節をするか、話し合いをして、その後、代用品は何を使うのか、これを確認し合っております。

つくった給食でございますが、毎朝担任がノートを確認いたしまして、氏名入りの専用トレイに乗せて出します。担任は、給食時に、他の園児と給食が混食しないように、対象生徒を担任の横に座らせて、間違いがないように食べさせます。また、緊急時の対応を見やすいところに提示して、誤食の対応マニュアルもつくってございます。その他、年に2回、アレルギー検査をもらい、食事指導指示書、これは園にあるものでございますが、これを提出していただいております。

次に、小学校でございますけれども、保育園のほうから送られてきた個別連絡シート、また保育要録等を参考にしまして、引き継ぎを綿密に行いまして、基本的には保育園と同様な対応をしております。また、実際にそういう児童・生徒もいるわけですけれども、重い児童・生徒に対しては、重篤時の対応マニュアルがつくってございます。これらとは別に、全般に健康面で配慮を要する児童のリストがつくってございまして、全職員で共通理解をしております。

中学校でも、同じ、同様の対応をしております。

次に、熱中症対策でございますが、今年は、議員さんがおっしゃるように、非常に暑うございました。保育園のほうでは、日除け対策、扇風機、雨水の散水等の対策を実施しております。なお、未満児童時ではエアコンが整備されておまして、園児にはこまめに水分補給をするなど、注意を払っております。

立科小学校では、登下校時に、親の管理のもとで、熱中症にならないように水筒を持参させております。また、学校から出される保健だより等で保護者にも注意を喚起しております。

中学校におきましては、保健だよりで啓発をし、部活動ではこまめな水分補給を生徒に働きかける等、注意の喚起をしております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1 番（榎本真弓君）町長、または教育次長の答弁を聞きまして、きめ細やかな対応をしていただいていると思います、大変安心はしております。しかしながら、私の今日の質問の続きは、やはりそれをまたさらに充実するようにつなげる質問等を続けていきます。

まず、食物アレルギーの調査のための、小学校で活用されているというふうに先ほど伺いました学校生活管理指導表というものがありますが、この質問をするに当たり、小学校の栄養士の先生にお話を伺いました。

今、小学校の栄養士の先生は、大変この食物アレルギーについて積極的で、またみずからいろいろ対策を考え、一番大変なのは小学校に入学をされる前、小学校に入りましたら、もう当然給食がスタートいたしますので、できるだけ早い段階でその情報を知りたいというふうに、現場はおっしゃってありました。

いろいろそのアレルギーというのは目に見えないものですが、食物を一旦摂取した、その段階から、本当に対応が遅ければ死に至る、本当に危険なものも潜んでおります。その中で、私は6歳までが、大変アレルギーに対応するのは注意しなければいけないと申し上げましたが、この6歳までの間というのはアトピー、子供、幼児が発症するような、そういう皮膚炎のアレルギーもありますが、いろんな意味で対応能力が低いときであります。ですので、本当にここはもう立科教育とくっつけられるものではないかと思うんですが、この生活管理指導表というものを、保育園、小学校・中学校、一連のアレルギーの情報を確認できるカルテとして活用できないかと思っております。

基本、先ほど保育園は保育園のアレルギー食の管理ノートを用意されているようでありますが、このことを調べているときに、実は食物アレルギーの保育園、幼稚園、学校生活管理指導表というものが、もう既にガイドラインの中に載っておりました。これと、小学校関係の生活管理指導表と比べましたところ、ほぼ同じであります。であるならば、もう一番情報として必要な、その保育園のときにこの生活管理指導表をし、またそのときに、実はここには保護者の方へということで、その本表に記されたものを職員全員で共有することに同意しますかという、同意文書もここについていますので、これは、やはり小さいときから、保育園、小学校・中学校、一貫したものとして、この指導表を活用して、子供さんの安全を守るという意味で活用できたらいいんじゃないかと思っております。そのことについて、教育次長の答弁を求めます。

議長（滝沢寿美雄君）宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君）今のところ、保育園は保育園で、小学校は小学校で、中学校は中学校で、別々の形態のシートをつくっているわけですが、議員さんがおっしゃるように、それは統一的な形態を持ってやると、生徒の連続したカルテができるのかなと思ひまして、また今後、そういう方向になるように検討してまいりたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君）1 番、榎本真弓君。

1 番（榎本真弓君）学校関係、職員の異動が大変多いので、そういった意味でも、簡単に、なおかつ情報として収集できるものはマニュアル化をして活用するということは、現場での対応はよりよく危険がない状態にもっていけると感じますので、ぜひ早急にそういった対応ができるようお願い

いするものであります。

続けて、教育次長にお伺いいたします。

この食物アレルギーの関係者の研修についてお伺いいたします。

関係機関では、日ごろから食物アレルギーの研修、十分になされているとは思いますが、その現状のところのご報告をお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） 食物アレルギーにかかわらず、アレルギー全般の注意すべきことについて、これは職員の中でも検討、または研修会を行っております。また、県・国からもさまざまな情報が流されてきますので、随時それを使って、職員は学習会はしております。

また、アドレナリンの自己注射薬、商品名はエピペンと言うんだそうですけれども、これにつきましても、毎年、養護教諭は県の研修会に参加しております。小学校では、実際にそういう生徒がいたものですから、DVDを使った全員の職員の研修を行ったそうです。

今後は、中学校でもそのDVDを使った食物アレルギー、あるいはエピペンにかかわる研修会をこの秋に実施するというふうにお聞きしております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1 番、榎本真弓君。

1 番（榎本真弓君） 数字的などころをお伺いいたします。

研修はどういった時期に、またどれぐらいの頻度で受けてあるか、その辺の数字はわかりますでしょうか。

また、今、小学校・中学校はお伺いしたんですが、保育園はいかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） 年間に行う研修会の数まではちょっと把握しておりませんが、何回か実施させていただいているところがございます。

保育園について、では園長のほうから答弁していただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 真瀬垣たてしな保育園園長。

たてしな保育園園長（真瀬垣妙子君） 保育園につきましては、アレルギーの研修は、給食部会というのが年1回あるんです、郡下で、それに一応参加しております。あと、研修会の通知が来るたびに、検討しながら参加しております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1 番、榎本真弓君。

1 番（榎本真弓君） 研修会ですが、なかなか現場でその研修される日程に参加、全員ができるというわけでもないと思いますし、またこのアレルギーの研修に関してはより多く情報を吸収することで、本当に全職員、全関係者が知っておかなければいけないものだと、私は思っております。

先ほど教育次長のおっしゃいましたアナフィラキシーショック、これはアナフィラキシー症候群ということで、ふだんよく耳にされるものではないんですが、よくスズメバチに刺されたときに、逆に自分の免疫のほうで、自分が体調が悪くなってしまうという、それに似たようなもので

ありまして、そのアナフィラキシーショックを起こしたときは、いち早くエピペンという、それを止める注射、自己注射をしなければ間に合わないという、本当に重篤なものになっていきます。

昨年末、調布市で起きた、この事故は、やはりそのガイドラインの理解が十分でなかったこと、またアナフィラキシーショックの危険性や対応の重要性の認識が現場で不足していたことが挙げられています。このアナフィラキシーショックが起きた場合、エピペンを自分で打つ、または関係者が打ったにしても、救急車が到着するまでの時間、その時間の、その短時間で到着するまでの時間の中で、もう刻々と症状が変化してしまう、それだけ本当に大変な重篤な食物アレルギーであります。その知識を現場で知るということは、正直一度や二度では間に合わないというか、そのぐらい深く勉強しなければいけないのではないかと考えています。

それとあわせて、保護者に対する、この食物アレルギーのお知らせというか、事前に知っておかなければいけない知識の情報の提供というものを現場でどういうふうに行われているのかも伺いたします。なぜかといいますと、先ほどいろいろ学校だよりというものをお配りされたり、また保育園も通信というものを送られていると思うんですが、えてして、まず入園のときは非常に大変な書類が届きます。その中にあったとしても見過ごしてしまう。または、小学校に入学するときも、その書類の中に紛れてしまっていてわからなくなってしまうということもありますので、これは入園のときは特にそうですが、その後に対して情報発信をするという意味合いで、現場ではどういうふうに行われているのか、2点、ちょっと続けて伺いたします。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） 今、保育園でのそのような周知、また情報収集が非常に大事だということでございますが、今後、やはり議員さんがおっしゃるような事態も考えられますので、職員の研修も含めて、またこれから細かい対応をするように一層努めてまいりたいと思います。

なお、エピペンの所有者、実は中学生に1人お持ちして、そういう意味では、去年までは小学校にいた生徒ですので、小学校では十分研修がしてあるんですが、保育園や中学校ではさらに一層研修をしたほうがいいのかというふうに思っております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 教育次長はすごくやさしいお方で、どんどん突っ込もうと思うんですが、お答えがとてすーすー進んで、非常に私も、次どうしようと思うぐらいなんですけれども、基本的に、やはりその現場での対応というのは、全て教育長、教育次長、教育委員会というもので対応していかなければならないことですので、そのトップになられる皆様方がどれだけ現場での大変さを認識しているかということにも、私は、今回の質問にはつながっています。

また、この問題は、町、社会全体でもやはり知っておくべきだと思っておりますので、質問もその辺にもちょっと期待しながらしているところであります。

食物アレルギーの現場、対応ということで、現場でお話を聞きましたら、実は保育園が大変、今回、新築されたことで、アレルギー対応の調理室ときちんと分かれているということでもあります。しかしながら、小学校と中学校は、今まで普通食をつくっていた関係で、アレルギー対応を

つくる調理室がなく、作業が大変しづらいという現場から苦勞を聞いております。小学校は、今、特に耐震補強で、その耐震補強の建設に向けて進んでいるわけですが、アレルギー食をつくる調理室は、実際には完全に分かれてなければいけないんですが、今の対応では、現場は水もない、分かれているという小さいお部屋を活用してつくっていらっしゃるようです。

この後の熱中症の絡みにもなりますが、保健所ではそういった調理室の温度、気温、空調関係もある一定の温度にするように要望をされているというふうに聞いております。そういったことを考えますと、調理室の整備は当然なされていなければならないんですが、保育園はできていても、小学校・中学校は難しいと。これからいろいろ検討はされることではあると思いますが、その辺のお話をちょっとお伺いしたいんですが、このことは教育長でしょうか、町長でしょうか。では、教育長にお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） では、私のほうからお答えをさせていただきます。

給食の調理は、食中毒等の心配もありますので、やはり温度管理は重要ななと思っています。おかげさまで保育園は、議員さんが今おっしゃりましたように、整備ができましたので安心をしているんですけども、小・中学校はつくった年代も前だということの中では、やはりかなり温度が上がっているというのも事実であります。ただ、規定以上の温度にならないように、現状の中ではファンあるいは扇風機等を活用すると、そういったことで対策をしておりますので、今、保健所から指摘をされるような状態ではないというふうに思っていますが、ただ今年の夏は殊更ちょっと暑かったというようなことで、このようなことが続くということならばちょっと心配かなというふうには思っていますけれども、現状の中ではいいのかなと、いいのかなというか、何とか乗り切れるのかなというふうに思っています。

また、今後の、本当に先行きのことについては、その時点でまた考えるというふうになろうかと思えます。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 現場は大変苦勞しています。そのことだけは、十分ご承知おきください。やはり、調理をすることによって調理室内が非常に高温になり、また今年の夏は、またその外気温の温度と合わせて、現場は非常に暑い。また、その中で普通食とアレルギー食を分けてつくらなければいけない。そういうことも全て加味しますと、現場でのアレルギー食対応というのは大変、本当に神経を注いでつくられているものではないかと思っています。

ただ、小学校・中学校の調理の先生に聞いても、自校食はとてもしゃっていきたいということ強く要望されておりました。それも考えるところでもありますけれども、今、私は、これは突飛な提案かもしれないんですが、普通食を完全に現場でつくと、アレルギー食を、アレルギー食だけをつくる調理室というものを用意したらいかかかと思っています。そのアレルギー専門の給食調理室をつくり、そこからセンター形式で現場にお届けすると。このアレルギー食だけを、当然その現場の栄養士さんたちと、献立に関しては十分な検討をしてからのことではあります。現場はもう完全に普通食だけをつくればいいじゃないかと、そのアレルギーに対応するものはそれぞ

れの施設にお届けする。このアレルギーに関しては、正直高齢者の方も、まだ決していないというわけではありませんので、いろんな形でこれからは活用ができるものではないかと思えます。

その給食関係のものを、今、現実空いております保育園の給食の調理室を活用して、そういう仕組みづくりができないかと考えて、提案するものであります。それに関してはどういうふうにお考えか、お伺いできますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） お答えをいたします。

議員さんからおっしゃられましたように、町の学校教育は地元の食材を使っている自校給食ということで、児童・生徒を初め、転勤されてきた先生方からも大変おいしいということで、評判をいただいているというところでございます。

さて、ご質問のアレルギー専門の調理室を設置をしたかどうかということでもありますけれども、保育園は新しくなりました、そこで専有できているということでもあります。また、小学校・中学校につきましては、現在の今ある給食室の一角、コーナーを使いまして、アレルギー食を専用につくっているという状況でありますし、またこのアレルギー食の調理につきましては、専任の担当者が使用する鍋釜ですとか、そういった調理器具、それから食材、こういったものを、普通食の食材あるいはその普通食の調理器具と混合しないように、分けるなり、本当にもっと細心の注意を図って調理をしているわけでございます。

アレルギー児童・生徒の給食は、調理員の皆さん方、大変ご苦勞をいただいております、普通食とちょっと内容が変わります。したがって、出された給食が違うということになると、ちょっとやはりその子供さんも気を使う、あるいはまた普通食を食べている子供さんから見てちょっと違和感があるということがあつてはいけないというようなことで、本当に普通食に似たような盛りつけ、食材等を利用してつくっていただいております。したがって、そのアレルギーのもととなりますアレルギー、この食材を除去しても、カロリー等も十分計算をしながら、普通の児童とほとんど変わらぬようなというふうに、本当に工夫をされているわけでございます。これは、自校給食ということだからできることではないかなというふうに思っております。そんなことからして、実際につくるには、その現場で普通食を見ながら。栄養士、それから調理員がそこにいて、それぞれの小学校・中学校もメニューが違いますので、一括というよりかも、それぞれのところで作ったほうがいいのではないかと考えています。したがって、今のところ、アレルギーの専門の調理をする場所ということは考えておりません。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 専門の調理室は考えていないということになりますと、今現実の調理室を、やはりよりよい環境にさせていただくということが一番大事なことではないかと思えます。扇風機も現場で購入されたという話も聞きましたけれども、実際にその扇風機は直接食品に回せるわけではなく、また回せば全体の空気の中でほこりも舞い上がるという、またマイナス点もありますので、やはり教育長におかれましては、現場からの問題点をより多く聞き、またそれにあわせていち早く対応していただきたいと思えます。

それにあわせて、熱中症対策でお伺いいたします。

今回、本当に暑かった夏でありますけれども、保育園の気温を下げる雨水の雨水利用という設備がされているはずなんです、その雨も決していつもいい状態で降っていたわけでもないかと思うんですが、その雨水利用は非常に有効に動いたんでしょうか、その辺は情報として入っておりますか。

議長（滝沢寿美雄君） 真瀬垣たてしな保育園園長。

たてしな保育園園長（真瀬垣妙子君） お答えいたします。

雨水につきましては、一応雨水とプール水を利用しております。雨水につきましては、雨が降らないと、一応タンクにはたまりません。8月からはプール水を、プール水は2日に一度交換していますので、十分に豊富にありましたので、8月に入りましてからは雨水利用で屋根のほうに散布したところであります。雨の降らないときは、降ったときにたまった状況を見ながらやったところでもあります。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 教育長にお伺いいたします。

まず、熱中症対策において、その現場でエアコンの設置、扇風機にする、いろんなことが対策として考えられますが、そういったことをすると、熱中症対策にとっては有効でしょうか、それともあんまり影響がないと思われていますか、ちょっとその辺をお伺いしたいんですが。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） 実際の検証ということは、なかなか難しいことかなと思っています。

ただ、少なからず、対策をしないよりもやったほうが良いというふうに思って、実際やっているわけですので、効果があったかないかということでの判断はちょっとできかねますけれども、やったことに対してはよかったかなというふうに思っています。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 一部、扇風機をご用意されたというふうに聞いておりますので、これは全小・中、それぞれの部屋に関しても、私はそんなに金額、子供の健康面を守るのであれば高額なものではないと、逆に思います。先ほどの答弁で有効であるというふうに伺いましたので、よりよく、来年度のために前向きにご検討いただきたいと思います。これから地球全体、決して温度が下がるとは思えなく、また来年度、急にそういうことになった場合は、現場では非常に暑い中、困っていると聞いています。

実は、この夏休みが終わって、すぐに小学校に伺ったときには、非常に私も、だれもない環境の中で、小学校を大変涼しいと感じました。しかし、学校が始まりますと、子供さんの持っている体温、そのエネルギーがもう学校中にいっぱいになり、外気温と合わせて、そのエネルギーが非常に校舎内を暑くしているというのをお知らせしてあります。ですので、現場で暑く、また熱中症に関しては、少しでも施設でできるものは施設で取り組んでいただきたいと思います。

本当に、熱中症も食物アレルギーも、身近な関係者だけの問題ではないということをお知らせいたします。

していただいて、早め早めの取り組みをお願いするところでもあります。

次に、時間が押していますので、進めていきます。

2番目の質問です。子供の発達障害についてであります。発達障害はいろいろな原因により、生まれつき脳に障害を持ち、そのために行動に隔たりがあったり、苦手とするものがあったりします。症状は子供のころからあらわれ、親でもなかなか気づきにくく、理解されないのが現状です。昔は、発達障害は障害と見られなかったために、親のしつけが悪い、本人の努力不足と非難されました。さまざまな困難に直面することも多かったようです。2004年に発達障害支援法が施行され、発達障害の人の支援や、支援に対して国や自治体が動き出しております。

発達障害は、大きく3つのタイプに分けられます。自閉症やアスペルガー症候群、それは広汎性発達障害と言いますが、これと学習障害、LDと言われていました。あと、もう1つは注意欠陥多動性障害、ADHDという、この3つのタイプがあります。この自閉症スペクトラム障害という、ASDという、通称言われているものですが、これは対人関係の能力に障害がありまして、同じ動作の行動をとったりこだわりが強かったり、また興味を持つものが偏っているような、そういった障害が出てきます。学習障害のLDであります。これは決して知的発達の遅れではありません。書く、読む、計算する、聞くという、そういった能力が、その能力の中で特定のものや複数のものが同時にできない障害であります。最後の注意欠陥多動性障害、ADHDというのは、集中力、注意力がなく、じっとしてられないのが特徴であります。考えるより体が先に動いてしまうという、そういう衝動性があります。

発達障害は、早く見つけて、きちんとした支援を受けることで、社会に適応できる能力を身につけられます。ですが、最近、大人になって発達障害だとわかり、成績優秀なのに仕事ができない、働けない、そういった原因で引きこもりになって悩んでいる現状があります。

発達障害の支援は、また課題は幅広くありますが、今回の私が質問するところは、発達障害を社会に理解してもらい、啓発というもので、自分の子供が発達障害であるという診断を受けた場合、保護者にはどれだけの精神的負担が陥っているか、その支援の環境制度、支援をできるための環境整備について伺うものであります。子供の発達障害支援で重要なことは何か、また本人、保護者、地域の理解など、それぞれの立場での現状と課題を質問いたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。

発達障害は知的な遅れではないものの、脳の機能が十分に発達していないために起きる障害であります。一口に発達障害と言いましても、先ほど議員さんからご指摘がありましたように、注意欠陥多動性障害、アスペルガー症候群、広汎性発達障害など、さまざまなものがございます。また、同じ診断名がついておっても、あらわれ方がかなり異なってくるわけでありまして、障害の存在があまり知られていないところは、その行動が落ち着きがないとか協調性がないなどと周りから誤解を受けまして、こうした周囲の理解不足から発達障害の子供たちが不登校になったり、ま

たいじめに遭ったりということで、二次的な障害を抱えるケースも少なくありませんでした。

子供たちの行動が発達障害によるものかどうかを見きわめるのは大変重要なんでありますけれども、簡単ではございません。これをきちんと見きわめるためには専門の知識と、それからそうした技術を持つ医師、保健師、保育士、教師などの多くの方々の判断を仰ぐ必要があるのではないかというふうに思います。親の深い愛情、あるいは皆様、こういった冷静な指導が障害を持つ子のために最良の支援と考えております。

現状と課題につきましては、詳しくは担当のほうからお答えさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮阪 晃君）お答えいたします。

県教委が県内の全ての公立小・中学校を対象にしまして、この発達障害児童・生徒の存在について調査をしました。全体の8割以上の学校に生徒がいるということで、診断を受けたお子さんですらこの程度、このぐらいですから、実際には隠れた生徒も含めると、かなりの生徒が実際にはいるということになります。

議員さんのご指摘のとおり、平成19年からは全国の小・中学校では、発達障害の子供に対する特別支援教育が始まりました。この取り組みは、普通のクラスの中で、発達障害の子供に週に数時間、一人一人に合った特別なカリキュラムをつくって個別指導を行うということになっております。

この発達障害にかかわる重要なポイントは4つあると言われておりまして、1つが早期診断と早期支援であると、早く診断を受けて、早く適切に指導、対処をすれば、障害のあらわれ方が非常に軽くて済むというふうに言われております。2つ目は現場の理解、これは保健師、保育士、学校の教師、または子供にかかわる人たちが正しい知識を持つこと、これが大事だと言われております。保育園から高校までは、教職員は年に数回、このことについて研修を行っております。

3つ目ですが、これが議員さんのご指摘にかかわることだと思いますが、家族の支援ということで、この障害を知らない方からは親がしつけがなっていないじゃないかという指摘をされて、子育てに悩んでいるというような話もお聞きするわけですが、そんな親の心のケア、相談しやすい環境をつくっていかないといけないだろうと。

4つ目、これも議員さんのご指摘のとおりですが、社会全体が発達障害に対する理解を深めていかないといけないと。不登校やいじめなど、二次的な障害が出る前に、私たち一人一人が発達障害についてきちんと理解をして、こういう子供たちを受け入れて、また将来適切な社会生活が送れるようにさせていく必要があるということでございます。

課題でございますが、2点あります。1つ目が、保護者の理解が難しいご家庭にどのようなアプローチをするかということでございます。それから、もう1つが、地域のほうへこのような方がいらっしゃるという情報をどのように情報提供をしていくかということが課題かなというふうに思っています。

障害という言葉にこだわって、診断を拒否するご家庭もあります。早期診断・早期支援をすれば、障害のあらわれ方が軽くなるということを先ほど申し上げましたけれども、子供たちが最も

適切な教育を受けられるように、このような誤解をなくす努力を今後、ずっとしていく必要があるかなというふうに思っています。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1 番、榎本真弓君。

1 番（榎本真弓君） 本日の質問は、子供の発達障害とって、あえて子供という題材をつけさせていただきましたが、正直大人の発達障害は、大人自身、大人になってから社会に適応できず、本人が非常に悩んでおります。

私は、子供の発達障害のときは、本当に親というか、社会全体がその子供さんをどう育てていこうかということで、非常に温かい目を持ち、また環境も整えられているんですが、一番悩んで、一番自分を責めているのはその状況に置かれた保護者だと思います。保護者をいかに守るとするか、保護者の苦勞もこちらも共有しながら一緒に悩んであげ、またよりよい支援ができるようにしていくか、その環境づくりが非常に大切だと考えております。

発達障害ということで、非常に何か社会的なイメージが悪くとらえられておりますので、実はカミングアウトされている、自分が発達障害を持ちながら活躍している有名人でいいますと、マイクロソフト社のビル・ゲイツさん、またアップル社のスティーブ・ジョブズさん、あとウォルト・ディズニー、あとケネディ大統領、トム・クルーズ、アインシュタインもそうだと、歴史的にいろいろ検証した結果、そういう障害を持っていたんじゃないかと言われております。その昔からいきますと、レオナルド・ダビンチもそうであります。また、日本では、カミングアウト、これは正式にされている黒柳徹子さんは、ご自身が計算障害、また読書障害であると告白されております。その昔の歴史上の人でしたら、坂本龍馬もそうです。山下清氏もそうでありました。また、それでも、その発達障害にご自身になっていても、その能力を生かして立派に成功している方がたくさんいるわけです。

実は、文科省の特別支援教育の趣旨の中に、障害のある子供たちが自立して社会参加するためには、一人一人の障害の状態に応じた適切な教育や必要な支援が重要である。特に、障害のある子供を持つ保護者の理解が大きな影響を与えることから、保護者が我が子の障害を受け入れられるようにしたり、将来の見通しについて、過度の不安を取り除くようにするなど、正しい理解を深めるようにする必要がありとっております。

私は、子供さんの支援は、これから先も十分に議論されていくところではありますが、保護者に対する支援、または社会に対して、発達障害というのはこういうものだよということをアピールというか、周知するための手段というものをどういうことか、何か考えられているかどうか、教育次長にお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮阪 晃君） 最近では、この発達障害は子供の持つ1つの個性だというとらえ方をしようと、多かれ少なかれ、私どもにもそういう傾向というのがあって、実はこの場でこんなことを言っているかわかりませんが、私自身もそういう気はあるのではないかと、もちろん思っているわけがございます。

それで、立科町では、非常にその取り組みはよくできておりまして、教育委員会と町民課が連携をとりながら、障害を持つ子の発見が非常に早くできております。その相談体制が非常に細かくできておりますし、また保育園、小・中学校では、大変ありがたいことでございますけれども、町単独で支援員をつけていただいているわけでございます。

親の支援ということで申し上げますと、保育園では巡回相談、それから医療コーディネーター、心理・言語聴覚士、保健師、支援員の方が来園してきてもらって、カンファレンスをして、早期発見、支援方法を学んで、かつ保護者への相談を行うと。小・中・高では、発達障害のコーディネーターが必ず配置されております。この方々は、生徒の相談だけではなくて、医療関係や、それからソーシャルワーカー、それから各地に私的あるいは自主的な仲間の会みたいのがありまして、そこに紹介をかける等の、いわゆるコーディネートをしております。

実は、ほかの町では、この障害児がクラスにいと、かなりの確率でクラス崩壊が起こってしまうと、全然言うことを聞かないもんですからね。立科町では、この支援員をつけていただいているために、クラス崩壊が起こっていません。大変ありがたいことだというふうに思っています。

また、議員さんがおっしゃるとおり、この二次障害として不登校になってしまう児童・生徒もいるわけですが、立科においては非常に少ない。いないとは言いませんが、非常に少ないということで、大変ありがたいことだなというふうに思っています。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） やはり、その発達障害に関して、一番の課題は、その子供の発達、そういった障害に関するものですから、一番身近な家族の理解、保護者を含む家族全体の理解、そして地域全体の理解がなければ、一番本当に悩むのは親御さん、保護者ですね。

実は、毎年ですが、4月2日から4月8日まで、これが発達障害啓発週間というふうに、日本全国では取り組まれている週間があります。こういった週間も、立科町でも大いに活用していただき、発達障害に対する理解を求められるような冊子をつくったり、その発見がされてから悩むのではなくて、発達障害ってそんなに、正直、こんな言葉を使ってはいけないかもしれないんですが、恥ずかしいものではない、もっと早くから支援をしたら、その子の環境で、またその子もよりよく育てられるということを早め早めに打ち出しをしておいて、理解をしてもらい、万が一それが自分の身に起きたときにはきちんと早めに相談できるような、その保護者に対する相談環境づくりというのが大変重要ではないかと思えます。

でも、本当に残念なことですが、この発達障害も決して減っていくわけではなく、年々増えていっております。ただし、その中でも軽いものから、正直重度なもの、いろいろあります。一番親御さんが悩まれるのは、軽い発達障害のときに、いえいえそうではないということで、自分でもちょっと認めたくないような、そういう環境の中にありますが、それでも、やはりそういった悩んだ親御さんが、子供を悩みながら育てているという、子供にも決していい影響は与えないと思えます。逆に、本当に、もう社会全体でこの問題に取り組んでいただきたいし、教育委員会というのはそういう存在であると私は思っておりますので、これから立科教育というものを町長

が打ち出しいるのであれば、そういったものが立科ではもうよりよく充実しているということ、もう体制づくりから進めて、それが皆さんたちの心の安心感につながって、立科町からの発信という意味合いでつながっていくと思っています。箱物をつくるだけではないと思います。結局は、そのソフトの部分は大いに地域で広げていけるようにすることも、本当に立科教育という名前がありますので、あえて言わせていただきますが、それも教育の1つでありますので、十分にご理解いただきまして、取り組みをお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（滝沢寿美雄君）これで、1番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時30分からです。

（午後3時18分 休憩）

（午後3時30分 再開）

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、7番、橋本昭君の発言を許します。

件名は 1. 女神湖通りの未営業施設の景観問題について

2. 住民意識調査結果をどのように受けとめたかについての2件です。

質問席から願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君）7番議席、橋本昭です。通告に従い、質問いたします。

議会って何、7月発行の議会だよりに、立科のまちかどの声で、佐藤三恵子さんは議会の質問内容について、前回に解決されなかった問題を再度取り上げる、それもありません。今まで解決されないでいる問題も多々あるのでは、前に向かう策が必要ではと思うのです。保育園が1つになり、空いている園舎、中山道芦田塾とは名ばかりで、何の風情も漂っていない街道、休日なのに人影もない女神湖通り、こんな問題が山積みです。総人口が7,000台になり、ますます過疎化の進んだ町、この問題はいつやるの、今でしょう、ひるむことなくどんどん行政に反映していただき、人まねでない特色のある町づくりへと頑張ってもらいたいと述べられております。議員としてご指摘を反省するとともに、背中を押された思いもしている次第です。

そこで、以前より再三にわたり問題提起しております女神湖通りの未営業施設の景観問題について質問いたします。来訪者の皆さんは、旅の情報をインターネットのホームページ、旅行雑誌で入手され、その中で美しい風景、おしゃれなお店、宿泊施設、おいしそうな食事、子供たちが喜びそうな施設を事前にチェックし、見て、そして心わくわくしながら当地に来られます。来訪者の期待どおりに感動が得られれば、満足度100%以上で、何も言うことはありません。しかしながら、白樺高原のメインストリートである女神湖通りの風景を見ましたら、来訪者はどのように思うことでしょうか。そこで、次の3点についてお答えをいただきたいと。

第1点目は、今下の、この夏の女神湖通りの未営業施設の景観について、歩行者、すなわち来訪者の立場に立って、行政の担当者の方はその現状を確認されているのか、所管されている担当課はどこになるのか、総務課なのか観光課なのか。

第2点は、現状を確認されているならば、その現況に対して何を感じ、どのような対策を講じられたのか、また万一現状を確認していないならば、土地を貸し付けている町は賃貸借契約書の利用契約書どおりに利用されているか、貸地の使用状況等の調査を行うことができるにもかかわらず、その確認をしていないと言わざるを得ないが、いかがでしょうか。

第3点目は、未営業施設の劣悪な景観は、女神湖通りの景観を損ない、他の営業者、営業施設の営業妨害にもなっており、さらに言えば、頑張っておられる営業施設の皆様には大変失礼な言い方になりますが、女神湖通りをゴーストタウン化させている最大の元凶であり、観光地に危害を加えているとも言えます。借地者に対して、営業を行い、景観の整備を行うよう指導するのは、だれの責任において行われるべきかを確認します。

また、仮に行政が指導しても、それを履行しない場合は、観光地の貸地を観光地として保存すべき責務は行政にあります。どのような対策をとられてきたのか、またとられるのか、賃貸借契約に違反するとして契約を解除し、原状回復を求めるのでしょうか。

以上、町長、担当課長にお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えします。

芦田八ヶ野地籍における町有地では、営業目的や別荘等の利用を目的とした土地の貸し付けがされ、その契約では借地の保存、環境衛生、危害防止等に努めるものとし、これに要する経費は借主の負担とすると定め、土地及びそれにかかわる建物等の自己管理の義務をうたっております。

観光地の景観につきましては、第一印象として目から入ってくるものでありまして、イメージアップは大変重要であります。白樺高原は町民共有の財産であり、これまで守られてきました白樺高原のイメージダウンは避けたいと考えております。

ご質問の女神湖通りの現状を確認しているか、担当課はどこかのご質問でございます。

現状は確認をしております。借主には連絡をとり、植木の手入れ、雑草除去の依頼をしております。

また、担当につきましては、以前町有地貸付についてご質問をいただいたときには、財産管理という観点から総務課と申し上げてきた経過がございます。今は事案の内容によりまして、関係する課の連携により対応をしております。

次に、貸付地の利用状況の調査はとのご質問でございますが、一斉調査というような調査は行ってはおりません。現地で確認されたもの、情報をいただいたものなどでありまして、未営業施設には営業再開についてのお願いをしております。

次に、借地権者に対して営業を行わせ、観光地の整備を行うように指導するのはだれの責任に

おいて行うべきかとのことでございます。

当然、町有地の貸し付けをしております、観光地、白樺高原としてブランド推進に当たりまして、町が関与することはとても大であります。しかし、この地で生活をし、営業を行い、利益及び諸問題を享受する中では、地域の自治組織あるいは観光協会等の団体からの指導助言も必要であると考えております。

なお、営業施設については、景気の低迷の中で事業を中止するなどの理由によりまして、未営業の施設があったり、権利を譲りたいなどの相談件数が増えてきている状況もございます。これらの事業者の動向につきましては、契約者である借主の判断によるもので、契約条項に違反はありません。営業休止をしていることに対して、契約条項はございません。

白樺高原の景観は、来客者の第一印象に大きく影響するものでございます。町といたしましては、従来より未営業者に対し営業を再開していただくようお願いするとともに、今後の計画について状況をお聞きしておりますけれども、社会情勢や景気の回復を待ち望んでいる等の回答でございます。なお、先生方からアドバイスを受けながら、対応しております。

状況については、担当課長から説明をさせていただきます。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） それでは、契約条項に違反した場合、契約解除ができるかというようなご質問もいただいておりますので、申し上げたいと思います。

顧問弁護士の先生にも相談、それからご意見をいただく中で、我々のほうでも検討をしてみました。結論的には、再三の催告等を繰り返すと、こういう実績を積み上げた中でなければ、訴訟等が起きた場合には負けてしまう可能性が多分にあるというような結論でございます。また、店舗が閉鎖され、廃屋化しているものがあると、これも確認をしております。用途の契約に違反をしているわけではないということで、管理上の不備は、是正のお願いや勧告を続けていきたいというふうに考えております。

仮に、賃貸借契約を解除の場合、6カ月以内に建物は借地人において撤去をしてもらうということになっております。今まで壊せなかったのも、すぐ壊してもらえないはずのない、こういった状況があるかと思えます。また、建物が残ってしまい、建物の所有権は借主にあります。財産の所有の権利が借主にありますので、そちらの借主に撤去の思いがない限りは、町が撤去することも難しいというふうに考えております。

観光地に空き家や廃屋が増えてしまうこと、増えてきていることも現実でございます。従来に増して密接な関係、いろんな通知文であるとか町の観光パンフレットであるとか、折に触れてそういったものなどを送付やお渡ししながら、密接な関係をつくっていかればいかなというふうにも考えております。

うちの観光地と同じような問題を抱える自治体、白馬村等がございます。廃屋等を撤去していくために、行政が補助金を出しております。ちょっと例を申し上げますけれども、条例で平成18年に制定をしております。当時、早く壊したいなという廃屋が30棟ほどあったと、現在は半

分の15棟、その30棟については15に減っているということでございます。ですから、15棟は8年間ほどの間で取り壊しをしたと。対象物件については、道路に面していて、観光施設の視野に入るものが一応対象になると。また、隣近所に倒壊したりして被害が直接及ぶというような危険であるものということでございます。ただ、いずれも管理者が不明、倒産だとか夜逃げだとか、そういうことで管理をしている人がいないことが条件だということです。

また、申請については、対象物件のある地元の自治体、当町で言うならば、区あるいは部落単位での申請であるということでございます。

また、補助額については、80万円を上限とする事業費の2分の1ということです。

話をお聞きをする中で課題としては、所有者、権利者の承諾を得ることが容易ではないということでございます。あるいは、地元負担金が伴うと。この場合でいうと、地元自治体が補助残を負担しなければいけないという中で、なかなか進まないのが現状であるというようにお話をいただいたところでございます。

私のほうからは以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君） まず、第1点目の、総務課長にいろいろご説明をいただきましたけれども、白馬村のことを私も承知しております。南小谷村も同じような条例をつくってやっているということも承知しております。全て承知の上で、これは質問をさせていただいております。

第1問目の質問で、町長は、担当課、総務課であったけれども、今は総務課と関係各課と連携しながらやっておられるというお話がございました。それで、今夏の現状も確認をしているということですが、では確認をされた課は、どちらで確認をされておりましたか。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 現状の確認は、観光課と総務課でしております。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君） これは、女神湖通りの入り口から2番目の施設です。この状況はいつかといいますと、8月3日です。私が写真を撮りました。もうトップシーズンに入るといふ時期の、歩道を覆い尽くすような雑草です。それで、私は、観光協会の理事から、8月3日の段階でお客様からクレームがあったと、歩道を覆い尽くすような雑草を整理していないのはどういうことだということで、私は所管がまだ財政であろうというふうに思っていましたから。しかしながら、観光が独自であろうと、全体の観光に関する観光行政の窓口は観光であるということで、観光課にこの状況についてどのように考えるのかということで、申し入れを8月4日にしました。その結果を報告をしてくださいということも申し添えました。これが、今の、比較をすれば、きれいに刈っておられます。きれいに刈ってあります。これならば観光客の方も、店がやってないというのは残念ですが、ぶざまではない。じゃ、これはいつの写真かといいますと、シーズンの終わった9月4日です。9月4日の朝、どなただかわかりませんが、一生懸命刈っておられました。これで景観の状況を見ていると、相手側に申し入れをしていると。申し入れをしているというだけで済むんですかということです。先ほどから催告をする、何々を重ねる、積み重ねるとい

うことをしなければいけないと、現実的にやっておられますか。この今の景観問題についてもです。8月のトップシーズン、花火大会の前のこういう状況から、これが解決したのが9月4日ですよ。

もっと言えば、私は6年前にこの絵を出しました。これとちょっと違う絵です。こういう絵ですね。6年間、変わらないんですよ。催告をし続けるというような言葉は、前のときの答弁も同じでした。町長の答弁は全く同じです。今までと変わらない。その根底は何かといいますと、私は、景観に対する考え方というものが認識されていないんじゃないかなと、疑わざるを得ない。だれがこの景観をよくするんだと。先ほどは、契約書上の義務として、責務として借主がやるんだという契約になっていますという説明をされていました。だから、先ほど、私は一番初めの冒頭で、やらない場合はだれがやるんですか、どこまでやるんですか、だれが責任を持ってそれを追及するんですかという問い合わせをしているわけです。やらないで、そのままずっと済むんですか。この状況をそのままずっと済ませるんですかということなんです。どこまで追及するんですかということを、私は聞いているわけです。その点について、もう一度ご答弁をお願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 先ほど申しあげましたように、催告をして、あくまでも借主にやっていただきたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君） 事業というのは、事務事業にしても何にしてもそうですけれども、結果が出なかったら何の意味もないわけですよ。結果を検証して、次のステップが進むわけですから、催告し続けて何もできない。じゃ、もっと、先ほどの総務課の課長の答弁では、催告をし続け、催告をし続け、それを積み重ねて、最終的に裁判になった場合には負けるかもしれない。行政は、裁判に負けるというのは嫌なんです。絶対訴えません。事前にわかっているんだから。だけれども、それだけの意思を表示するかどうかですよ、相手側に。相手側だって、裁判なんか望みませんよ。この景観が非常に問題なわけですよ。女神湖通りの、あの惨憺たる景観が問題であるならば、それだけのエネルギーをつぎ込むでしょう、普通は。6年前から言っているんですよ、私。6年間、何をしてきたんだと、というふうに私は思います。

今度、景観のシンポジウムというのをやられるというのはご存じですよ、白樺湖で。ようやく白樺湖で、あの景観がぶざまだということで、日本景観学会が、茅野市が後援をされてやられます。やはり、茅野市の、その景観の中では何というふうにかかれていてかという、景観が破壊施設というような表現で、それが茅野市の白樺湖周辺にたくさん残っている。これはどうかしなきゃいけないんだということで、研究会を立ち上げる。そのシンポジウムを、今度9月28日にやるというのが、ついこの間、連絡が来ました。

確かに、先ほど総務課長が言われたように、白馬も非常に、この問題は、土地が所有者であるし、建物も所有者で、民法上、非常にややこしい存在です。ですから、国もこれには手をこまねいている。しかしながら、最近になりまして、国も民法の改正をしてまでも、こういう問題につ

いては取り組まなきゃいけないということで、今、民法の改正の検討を加えている状況です。

ところが、立科町は、土地は立科町のものということで、土地の利用方法についても相手と契約をして、土地の利用計画書で何々に使うとかいう形で契約をしているわけです。それは、先ほど弁護士の方が、解釈として、利用計画をしているだけであって、休止しても、利用計画上では違反にならない、これはそのとおりです。

だけれども、小宮山町長からは6年間ですけれども、その前からこの問題は私も指摘しておりますし、その間、廃屋に近い営業施設が更新の契約をしている例もあるわけです。なぜ、その更新の契約のときに附帯条件をつけて、何年間の間にこういう状況を続けていた場合には契約を解約をするという、更新の新たな契約にしなかったのか、そういう知恵を回せなかったのかと。この6年間の間に、実態はわかりませんが、そういう未営業施設があつて、そういう廃屋の施設があつて更新されたかどうか、これは調べてみないとわかりませんが、私が前から指摘をしているならば、そういう知恵を働かすというのが、これは行政じゃないですか。何らかの手を打つというのが行政じゃないですか。私たち事業者は、それに対して力はありません。あくまでも、行政しか力がないんです。だから、やはりこの問題については、行政がしっかりその気持ちを持って相手と当たるということが必要ではないだろうかと思えます。

景観シンポジウムには、立科町は後援しているんですからね。後援者として、立科町は名前を連ねているわけです。みずからの、立科町白樺湖畔の立科町側はそんなぶざまな建物はありませんよ。ちゃんとしっかりしたものになっているわけです。だけれども、一方、女神湖へ行ったらこういう状況だ。それで、こういう景観シンポジウムに、確かにいろいろ問題があるから聞きたいというようなことで後援をされたかもしれませんけれども、やはりもしそういう意識があるならば、景観に対する印象をもっとしっかりと持っていただきたいと思うんですけれども、再度、もう一度行政の責任とは何か、町長の答弁を求めたいと思えます。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 再三、橋本議員さん、町が強制的なようなことをしなさいというふうに聞こえるわけですがけれども、法律を越えることはありません。ですから、あくまでも法律にのっとり行政の仕事はしていく、これが基本でございます。

ただ、強制力を出す場合に、これは先生方のご意見もそうなんですし、また民法の解釈もそうなんですけれども、隣接した地域、人、家屋、そうしたところに危害が及ぶおそれがあるときです。このあたりのところをはき違えると、大変な越権になります。その辺のところも、私どもは非常に危惧しております。再三の催告をする、それからいろんなお願いをするというのは常にやっておりますけれども、手ぬるい手ぬるいとおっしゃいますけれども、越えられないものも実はあります。この法律を越えてまでやるということは、これは非常に、今度は逆に行政の横暴になるんです。そういうことを考えたときに、やはり話し合いをしながら催告をしていく、そして結論を導いていくという方法しか、今のところ見当たらない。そういうことで、今後も、繰り返しになりますけれども、お願いをしながら営業を再開していただく。そして、いろんな対応については弁護士の先生等と相談をしながらやっていきたいと思えます。

それから、先ほど課長が言いましたように、よその地区で条例等で実際に家屋を壊した例もあるんですけども、結局その費用の負担はみんな町民に来るんです。そして、その中の1項目、一番厳しいことですよ。本人の所在と承諾を得ることです。そうしたことの手續が全て整ったとき、初めていろんな解決方法が見出されるわけですが、今のところ、立科町ではそうした隣接に危害を及ぼすような場面が出たときに、また改めて先生方と相談していきたいと思っています。

議長（滝沢寿美雄君）7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）今の町長の答弁も、以前にも全く同じ答弁を、私は耳にしております。全て同じ答弁でございます。

危害を加える、危害を加えると言って、なければ問題だろうと、訴訟してもいろいろ問題であろうというのは当然でしょうけれども、立科町は、先ほどの佐藤三恵子さんじゃないですけども、特色ある町づくりということをしなさいというふうに言っている中で、じゃ訴訟の仕方を変えればいいじゃないですかと、字面で並べた訴訟をしないで、景観を破壊をしている施設ですよ。危害を加えているんですよ。町の観光地に損害を与えているんです。そういう観点から訴訟すればいいじゃないですか。それだけの迫力を持つかですよ、理事者が。そうしなかったら解決しないじゃないですか。催告をする催告をする、書面で催告を何回続けたって、相手は何にも、契約書上を見て解約をされない。次の知恵を絞らなきゃいけないじゃないですか。

このまま、ずっと2020年のオリンピックが決まって、2020年のオリンピック特需を迎えるに当たって、全ての観光地はそれまでに各地のよさ、各地の素材を磨こうとしています。磨き上げようとしています。それで、当然外国のインバウンドというのもあるでしょうけれども、国内の需要というものを喚起しようという形で、2020年を目標で動こうとしています。その中で、そういう景観の問題で、ああいう状況を残すということは、もう出発点から遅れをとっているということです。2020年のオリンピックという、もう目標年数が定まったならば、それに向かって何らかの知恵を出して、ああいう景観を損なうものを何らかの形で対応すると。現実ですよ。

教育委員会所管の民俗資料館、去年大雪で屋根に穴があいた。すぐ行政は壊そうと。理由は何、景観が好ましくない。穴があいているものはぶざまだと、すぐ動いたじゃないですか。現実には、補助金を使ってつくった資料館を、管理放棄で、結果的に屋根に穴をあけてしまった。4年前に雨漏りがあるにもかかわらず、その対策もしないで、そういう結果として今回のような穴あきになってしまった。まだ30年近くも耐用年数のある施設をそういう形にしてしまったというのは、行政であるがゆえに早く取り壊しをしたい、そういうふうにも見られる可能性もあるわけです。

それならば、もっと女神湖通りに、道路に面接している施設に対して力を入れて、手を打つべきじゃないだろうか。先ほど言った民族資料館に関してはいろんな異論があるかと思いますが、反論されるなら反論されても構いませんけれども、町長の先ほどの答弁は本当に変わらないんですよ、以前から。私、重々わかっています、その点も。だから、視点を変えて、町長もよく言われる視点を変えて、そういうようなことも考えられるわけですよ。危害は物理的なものではなくて、目に見えないものも危害を加えているという解釈だってあり得るわけですよ。これは、裁判を起こしてみないとわからないですよ、結果は。

そういうことで、後でもう1つ答弁を求めますけれども、私は去年の6月に、観光地の町づくり条例の提案をしました。そのときに、町長はどういうご答弁をされたかという、今後の行政運営に参考にさせていただくという、一言の答弁でありました。私の観光地の町づくり条例の中には、景観に関しても入れております。景観に関する地域住民の責務、景観に対する行政の責務、全てを入れております。24年6月に、今後の観光行政の参考にさせていただくというご答弁でしたけれども、そういう景観問題だとか地域をよくするというこのために、それぞれの役割、それぞれの責務というものをしっかりと条例で、お互いに全てが確認し合うというものがないがゆえに、前にも言いましたように、昔で言う林野貸付条例だけで貸し付けをしているという町の姿勢であるがゆえにこういう事態になってしまったと。条例の名前を変えればいいというものじゃないんです。条例の中身も変えなきゃいけないということなんです。もう一度、町長に、景観に取り組むんだというお話を伺いたいと思いますけれども。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 景観に取り組む姿勢といいますと、考え方は、皆さん方と橋本さんと全く変わりません。よくしていきたいということは、当然のことです。

幾つかお話がありましたんで、1つずつちょっと回答するかなと、しようかなと思って考えているんですが、まず資料館の話、これは景観だけで壊すと言っているんじゃないですよ。資料館として使命が終わったから、一番大きいです。その中で、地域の皆様にもご相談しながら進めてきたことだというふうに、恐らく橋本さんも承知しているはずですよ。

それから、先ほどの建物、個人所有の建物を撤去できるかどうかということに尽きるわけですが、橋本さん議員も承知して質問していると思うんですが、所有権を越える条例がつかれますか。法律を越える条例をつくってできますか。やる気、やる気だけではだめなんです、法律。ぜひその辺のところをもう一度。確かに、こういうご質問、私は実際わかりますけれども、法律で変わらない限りは、条例はそれは越えることはできません。

それから、もう1点は、観光地条例の話させていただきますが、先ほど、この前の回答は、確かに今後の行政の参考にさせていただきますというお返事でした。それは、理由も、あんまり言わなかったんですけども、実は庁舎の中でいろいろ検討いたしました。その中で、議員さんがおっしゃいますように、それぞれの責務、それから町の責務、個人の責務とか、いろいろいっぱいありました。

しかしながら、あの条例の中、少しよく読ませてもらいましたけれども、行政に対する責務が非常に多く入っております。何でも行政でやらなきゃならないというような条例は、観光地だけの問題じゃ解決できない問題もあるわけですから、その観光業にかかわるだけ、非常に大きなウエイトを占めているということで、ほかの産業から比べてみると非常に公平性がないなということで、これもあわせてなかなか踏み切れない条例でございました。

と申しまして、この廃屋の問題については、立科町のみならず、日本全国が同じようなことを抱えております。観光地でなくてもそうです。そういうような状況の中で、今、議論をされているわけです。困っているのは、私どもだけじゃなくて、大変いるんですが、いずれにしても法律

を越えてまでの条例を制定していかれるということはありませんので、その辺のところは議員さんも承知の上でお話ししていると思いますが、ぜひもう一度皆さんのほうも考え方を改めた、方向を変えた視点で見ただけならばと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君） ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、また答え方も悪かったのかもしれませんが、私は法律を越えて条例をつくれというようなことは一切言っておりません。今の賃借権の中で、それは法律を越える、そういう賃借権の契約もありませんし、条例も何もないわけですから、観光地づくり条例というのはあくまでも責務であって、別に壊す云々ということではなくて、それぞれの責務をうたっているだけであって、別に法律にかかわる問題ではありません。ですから、法律を越えるような条例をつくれなんていうことは、私は一言も言っておりませんよ。それは誤解ないようにお願いしたいと思います。

いずれにしても、6年間の中で、一番初めに私は第2牧場の鉄塔、移動を、冒頭で6月の議会でお願いをしました。7億円かかるので、東京電力から7億円かかるので、これは町としてはできませんねという答弁でありました。

それから、景観ウォッチャーというのも提案をいたしました。木は伸び放題、枝は伸び放題、そういうところを、やはりしっかりとチェックをして、適切な手入れをして、それで景観をよくするという提案をしたら、景観ウォッチャーは行政ではできません、行政で認定することもできません、民間団体がやってくださいというご答弁でした。

立科町の町長が所有する観光地、その観光地をよくするのは、最終責任は町長であると思います。町長の責任だと思います。町長の腹一本だと思います。私たち、白樺高原は借地人でありませぬ。借地人は、仮に、例えばアパートに例えれば、アパートの一室を管理する義務はあります。アパートそのものの建物、階段、それは私たちが直す義務はございません。

先ほど、観光地づくり条例で、行政の責務、行政の責務が多いということですが、ならばこの条例が、やはり引くことがいいということならば、しっかりとそれから議論をして、いい観光地づくりのための1つの規範というものをつくったらいじゃないですか。そこでノーじゃないんです。その提案を受けて、じゃ地域住民に対してはもう少しこういう責務を負わなきゃいけないんだというようなことを議論をして、初めて次に進むんじゃないかなと思うわけです。

一般質問をしても、そこで切れるということではなくて、いい提案があれば、今日でもいろいろないい提案があったと思います。いい提案があれば、それを一歩次に進める。じゃ、議論をしていくということが、行政だけで考えるわけではなくて、提案書とともに、または地域住民とともに検討していくということが、私は必要ではないだろうかということで、そういうふうに申し上げまして、第1問目の質問を終わります。

それでは、2番目の質問に移ります。

先に実施され、広報により公表されました住民意識調査の結果は、町はどのように受けとめたかであります。住民意識調査の結果では、第4次長期振興計画に基づくさまざまな施策に対して

の住民の皆様の満足度を見る限り、健康で心の通う福祉社会づくりの施策実施の結果のみが、前回調査の町民満足度とほぼ変化がなく、その他美しく住みよい環境づくり、新時代を築く人づくり、豊かで活力ある産業、伸びゆく町の基盤づくり、行財政の健全経営にかかわる施策実施の結果に対しては、全てにおいて町民満足度が前回の調査よりも低下しているという結果であったと分析されております。

さらに、暮らしやすいと感じている部分は、7割の方が気候と自然と回答しており、行政の施策から得られる暮らしやすさでないという結果となっています。当然、次期長期振興計画策定に当たり、この結果を十分反映させるものと考えますが、6年間の小宮山町政の施策の結果に対しての厳しい評価とも一面では言えると思います。この結果をどのように受けとめられておられるか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えします。

まず、議員ご承知のとおり、第4次長期振興計画は、人と自然が輝く町を合言葉に、平成17年3月に策定をされ、平成26年度までの10年間を目標とした基本構想と、その実現のための5年ごとの基本計画から構成し、町の方向を示すものであります。

平成17年4月は、ちょうど町として自立の道を選択した年でもあるわけであり、この計画も来年で10年を終了することから、今後の平成27年度からの10年間を見据えた、新たな第5次長期振興計画を策定するために、20歳以上の住民を無作為に選び、1,000人にアンケート調査を行ったわけであり、

調査のねらいとして、町民が考える町政の重点分野を把握し、その分野が将来、どのようになっているのが望ましいのかを把握するものであります。現在の町の取り組み、重要度、満足度もお伺いし、572名の方から回答をいただいたわけであり、

回答をいただいた年齢層を見ますと、6割強が50歳以上の方でありました。若年齢の層ほど回答率が下がっている傾向であったと感じております。

そして、前回調査の満足度との比較を行いました。結果として、議員のご指摘のように、基本計画の6施策別の今回調査の満足度は、美しく住みよい環境づくり、健康で心の通う福祉社会づくり、新時代を築く人づくりの3施策が3を超えておりますけれども、豊かで活力ある産業振興、伸びゆく町の基盤づくり、行財政の健全経営が平均値を、3を下回っております。前回調査と比べると、基本計画の5施策の満足度が前回調査を下回ったことは承知しております。全国的な少子高齢化という社会情勢や刻々と変わる円安などによる不透明な経済状況の中で、中山間地域の多い当町では、高齢化率や人口の減少が急速に進んでいる現状であります。このような中で暮らしの満足度調査で暮らしにくいとした項目が、交通あるいは仕事、医療を上げている人が多い一方、気候や自然、福祉や子育て、地域のつながりが暮らしやすいと回答もしているわけでございます。こうした結果は真摯に受けとめております。今回の調査は、重要度と満足度が平行してお

りますので、重要度と重要な施策と回答する方には、やはり満足度は低下する傾向にあるのかなと思っております。

よいところはさらに推進をし、町の資源を有効に活用しながら、より住みやすい町となるよう、町民と協働し、新たな第5次長期振興計画を策定し、10年後の未来に向かって、確かな町づくりを進めてまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）私の表現が、ちょっときつい表現をしたかなというふうに思っておりますけれども、結果に関して、厳しい結果だったというようなことも言いましたけれども、私はこの件についてはあまり議論を深める必要はないというふうに思っております。それはなぜかといいますと、町民の皆様は公募で委員を選定されて、行政の方も加わって、これから第5次長期振興計画の素案を作成される。当然、この、少し1,000名の中で五百何十名ということで回答率が低い。先ほども町長も言われたように、若年層も低い。ある一定の層に偏っている。ですから、それによって結果というのはかなり違うものが出てきて、インターネットとか、そういうものに関しても大分違うような結果になっているということも見受けられます。したがって、1つの参考ということではないんでしょうけれども、しっかりと調査をされたわけですから、これから何カ月間かけて、委員会の中でしっかりと議論をされて、当然この反省事項も含めましてやられますので、私は、議会として、議員としては、それらの委員会の中で町民を交えたしっかりとした議論をした上で、出された素案を今度見させていただきまして、改めまして、それを見た上で、またその機会がありましたら、それに関しての質問をさせていただきたいと思っておりますので、今回は今の町長のご答弁で、それに対して、私のほうからは何もございませんので、10分残っておりますけれども、これで私の質問を終わりにさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君）これで、7番、橋本昭君の一般質問を終わります。

次に、4番、土屋春江君の発言を許します。

件名は 1. 人口増・産業振興・雇用への具体策は

2. 小・中・高のネット依存に早期対応をについての2件です。

質問席から願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君）議長に許可をいただきましたので、「人口増・産業振興・雇用への具体策は」、「小学校・中学校・高校のネット依存に早期対応を」について質問をさせていただきます。

まず、初めに、「人口増・産業振興・雇用への具体策は」についてであります。

2020年、東京オリンピック・パラリンピック開催が決定いたしました。産業振興による五輪経済効果3兆円、雇用誘発数は15万人とも言われております。東京のみでなく、地方にも波及効果があることを、政府に望みたいところであります。

さて、第5次立科町長期振興計画策定にかかる住民意識調査の公表で、暮らしやすいと感じて

いる部分は、7割の方が気候や自然と回答、暮らしにくいと感じている部分で、約4割の方が仕事と回答しております。

産業振興は、雇用創出が図れると言われております。ましてや、オリンピックが東京でとなると、当町でも将来に向かい、波及効果が出るものを視野に入れ、財政向上に邁進すべきと考えます。現在、進行計画中の法人化されたハートフルケアたてしなも、当町にとっての経済効果も大きいと判断しております。

さて、ロゴ、キャラクターであります。今やニュースやイベントと、至るところで見かけるようになりました。市民権を得たり、外交まで顔を出すようになったゆるキャラ、ゆるキャラには経済効果があるということをごらねます。

そこで、1つ、地域ブランド振興をしていく当町のロゴ、キャラクター利用での産業振興への成果はどうか、1つ、平成23年度新規事業で、雇用促進事業であります立科町雇用促進事業補助金活用制度の取り組みの成果はどうでしたでしょうか。

1つ、人口増の対策の1つとして、子育て支援住宅、住宅造成事業を進め、実施しているのですが、なかなか人口増、人口維持にもつながっていないのが現状だと思います。減少が続いている、歯どめの新たな打開策をどうお考えでしょうか。

1つ、エネルギーには、水力、原子力、太陽エネルギーなどがありますが、地中熱エネルギーは一年中温度が安定している利点があります。地中の熱を利用する再生可能エネルギーであり、その地中熱の利用の可能性が注目している地熱発電の環境エネルギーの分野への企業誘致の考えについてはお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。

今回の住民意識調査の中で、暮らしにくいとした項目で1番に上げたのが、交通が56.1%、2番目に仕事で43%でありました。そこで、仕事の面での当町の産業構造を少し分析をしてみますと、平成22年の国勢調査のデータでありますけれども、15歳以上の就業者数は4,303人でした。そのうち、製造業等の第2次産業の就業者数は1,092人、小売、福祉等の第3次産業への就業者数は2,241人、第2次・第3次産業に従事している人は3,333人、就業者全体の、実に77.5%になっております。当町には、働く場所の、製造・小売業等の事業者数が、およそ115事業所ございます。当町を含みます上田佐久地域、いわゆる東信地区でございますけれども、ここには約6,500の事業所でございます。当町での割合は、1.7%しかないのが現状でございます。調査結果はこうした状況が反映されたものと推測されますし、働く場所、交通手段への不安が示されたのではないのでしょうか。立科で生まれて、立科で暮らし、立科で働く、これこそが原点で、人と自然が輝く町にふさわしいのではないかと考えております。

議員がご指摘のように、こうした地域だからこそ、地域ブランドを確立し、立科をPRし、企業等のイメージアップをしていく手段として、ロゴマークやキャラクターのしいなちゃん等があ

るわけでございます。

現時点で、ロゴマークも使用申請が5件、キャラクターのしいなちゃんは47件の使用申請がございます。それぞれの事業者でいろいろなところ、例えば東京や神奈川での県外の物産展等で活躍するなどの活用をいただいている状況でございます。

次に、立科町雇用促進事業補助制度の成果のご質問がございました。

これには、議員もご承知のとおり、この制度は平成23年4月1日に施行し、広報誌や商工会の総会資料で周知されておりますけれども、学校教育法で言います、第1条に設定する学校、いわゆる中学・高校・大学等を、原則、平成22年度及び23年度に卒業した者を雇用し、雇用者が町内に勤務し、かつ1年を超えて町内に住所を有しているというような要件をクリアした場合に、事業主に対し、1人当たり30万円を補助する制度でございます。今まで3事業所、7名の該当者がおり、補助をしております。こうした制度の活用によりまして、当町の事業所等に新卒者が雇用され、町の活性化の一助になればと考えておるわけであります。

次に、人口減少が続いているが、その打開策はとのご質問でございます。

これは大変重要な問題でございますが、議員ご指摘のとおり、当町の人口は、直近では、平成7年の8,712人をピークに毎年減少をし、平成25年4月1日現在は7,749人と、18年間で1,000人の減少となっております。このように、全国的な少子高齢化の中で急激な人口減少は、これの打開策は、結果的に特効薬は非常に難しく、苦慮しているのが実情でございます。

町としても、何もしていないわけではなく、数年前から、空家対策などを通じ、移住・交流事業を積極的に実施しており、今年度、8月23日現在の累積で、57人の空き家バンクの登録がございました。このほか、人口増に向けての事業といたしましては、町はさまざまな政策の展開を図ってきております。具体的には、子育て環境整備のために、子育て支援住宅の建設、住宅団地の造成、休日保育、子育て支援センター、そして児童館における各種事業の展開、妊婦健診等の14回を無料にしている、それから中学生までの医療費無料等々、多くの諸施策を講じてまいりましたけれども、人口減少のペースをおくらせるところまでで、増にはつながってはおりません。この数年間の人口動態を見ても、出生者が50人台、死亡者が100人台、自然動態による減に加えまして、転出者が転入者を上回り、社会動態も減となっていることも大きな原因となっているわけであります。いずれにいたしましても、人口が増加するよう、地道に諸施策を実施し、全ての施策が人口増につながるんだという考えのもとに、あるいは結婚のしやすい環境づくりや、それから子育てを支える環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、環境エネルギー分野への企業誘致はというような質問でございます。

地熱発電はどうかということでございますけれども、当町には、議員もご承知のように、地域資源が豊富でございますし、特に自然豊かな水が豊富、空気がきれい、災害も少ないと、すばらしい町であることは自負しているわけでありますけれども、こうした町に、第1次産業を支えるようなリンゴ、畜産、野菜などの品質の高い農畜産物があり、蓼科山の湧水によりまして広がる田園地帯がございます。

東日本大震災を契機といたしまして、エネルギー問題に大変関心が集まる中で、災害の少ない、

環境に配慮した当町に、日本では日照時間が一番長い町を全国に発信していきながら、遊休地の荒廃、荒廃遊休地の有効活用も含めながら、環境・エネルギー分野に限らず、健康・医療といった企業の誘致は就労の場の確保に大きくつながるわけですので、重要と6割弱の方が言われるように、これらも努力してまいりたいと思っています。

それから、ご提案の地中熱の利用についても、地中熱発電でございますけれども、この地中熱発電につきましては、この町では非常に難しいかなと。ただ、権現の湯で使わせてもらいましたような地下水熱利用等は可能な状況にあるのかなと、水が豊富だけに使えるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 町づくり推進課、青井課長にお伺いいたしますけれども、先ほど町長の答弁の中に、地域ブランドに関してのロゴが5件、キャラクターが47件の申請が来ているということでございますけれども、これからオリンピックに向けて、この地域ブランド、これをいかにどういうふうに利活用していくのかという、その方向性をちょっとお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君） お答えをいたします。

地域ブランドの振興というような形の中で、今のロゴ、キャラクター等についてでありますけれども、先ほど町長の答弁のほうにもありましたけれども、企業の中ではロゴについては5件、またそういった申請には47件ということであります。

そもそも、この立科町の知名度をアップしてPRをしていくと、こういった一番の目的がこのロゴマーク、またこのしいなちゃんというようなことで作成しておるわけです。これまで、去年から積極的な活動をして、PRを今まで努めてきております。そういった中で、先ほど申し上げたように、それぞれのところから数多くの申請をいただいております。また、私どものほうでも、いろんな物産展等に、約40～50件ぐらいの地域にお伺いをしながら、そういったところで当町、立科町の知名度のアップというようなところでPRを努めているわけです。

これから、今後、どのようなところの中で、要は産業の振興に結びつけていくかというような形のご質問だと思いますけれども、やはり今、いろいろ申請されている企業の皆さん、またいろんなところの中でキャラクターを使用していただいている、そういった観光協会でありますとか、いろんなところ、そういったところでは、やはりいろんな部分の中でそういった産業振興というようなところに結びつけていただいているというふうにも考えております。最近でありますけれども、それぞれの企業さんの中で、企業の玄関のマットにしいなちゃんのキャラクターのものを使っただけというような企業さんも、今月まで含めると、全部で6件の企業さんがそういったものを使用していただくと。保育園についても、下駄箱のところ、これからそういったようなマットが使用されていくというふうなふうに、要はなっております。

議員さんおっしゃられますように、これをどうやった形の中で産業にというような形なのであ

りますけれども、やはり今、そのキャラクター等についてはいろいろな、熊本県でくまもんであるとか、そういったところで非常に大きな産業の効果というものが出てはおりますけれども、まず私どもといたしましては、この立科町をいかにPRして認知してもらっていくかというのが、このキャラクターについての一番の使命だというふうに思っておりますので、そういったものを加味しながら、今後もキャラクター等を利用したブランド振興というような形の中で行っていきたいというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 今、青井町づくり推進課長から答弁をいただきました。

ただ、残念なのは、マットですね。下を向いて6件。もっと上を向いて、上に飾るものを、私はやはり提案をしたいなと思います。その点は、またよろしく願いいたします。

中村企画調整幹にお伺いいたしますけれども、立科町は、やはり企画が一番、私は大事だと思っています。先ほど、青井課長からもお話がありましたけれども、熊本県の日本一の人気キャラ、くまもんですね。

私たち議員も熊本県へ6月に行ってきましたけれども、本当にどこのお店屋さんへ行ってもくまもんくまもんくまもんで。それで、中央道とか、いろんなところを走ってサービスエリアへ行っても、くまもんが結構置いてありまして、あれにはびっくりしたわけですがけれども、でも相当な経済効果は多分あるということで、私もちょっと調べてみました。その経済効果、経済波及というのは、くまもんによって293億円にまで上がるとされているというふうに書かれていました。ブランド推進課によると、熊本県のPR効果も加味すると、経済波及効果は1,000億円とも言われて、くまもんが成功した1つの理由として、損をして得をとれという戦略が上げられていると書いてありました。

そこで、中村企画調整幹はここへ抜擢されたわけですから、先ほど青井課長から聞きましたけれども、これから立科町のブランド、ロゴ、キャラクターを経済効果をもたらすのにどのような企画をしていきたいのか、それをお聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 中村町づくり推進課企画調整幹

町づくり推進課企画調整官（中村茂弘君） 土屋議員から、キャラクターの今後の経済効果についての、どのような方法でやっていくかというご質問でございますけれども、確かにゆるキャラのグランプリというのが昨年行われたわけですがけれども、全国で900体ほど参加しまして、立科町というのは235位ということで、下より大分下がっているんですけども、県下のキャラクターの中では6番目という形で、少しは認知されているのではないかと感じております。そういう中で、できる限り、産業界の方にキャラクター等を使用いただきながら、かわいいいなちゃんがございますので、また県から、県のキャラクターでもありますアルクマ等とも一緒に活動しながら、観光とか、その他の産業等に経済効果が上がるように、また2020年のオリンピック等を見据えて、しっかりとした形で、先ほど課長も言いましたように、知名度アップに努力していきたいと考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）立科町のキャラクターは900体で235番と、それで長野県では6番目という結果が、先ほど中村企画調整幹からありました。

それで、ちょっと心配するところがあるんですけども、これは青井課長に聞きますけれども、多くのゆるキャラ、今はもう900体あったんですけども、結構忘れ去られていくほうが多く、結局経済効果をもたらす前にだめになってしまうと、そういうのがやはり見受けられると思うんです。

そして、結局これを盛り上げるには、自治体の人たちの協力とか努力、それから地域住民の方が盛り上げて、グッズをあちこちで販売したり、いろいろするということがやはり大事じゃないかなと思うんですけども、そしてあとロコミですね。観光客さんのロコミによって、いろんなもののほうに、名産品などにキャラクターのものが載ったりロゴが載ったりして、その結果、経済効果が上がると思うんですけども、また同じようなことを聞くんですけども、もしかして立科町のゆるキャラが忘れ去られるような、そういう状態に陥らないために、先ほど言っていた以外に、もっと何かがあればお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君）お答えをいたします。

まず、忘れ去られるというようなお話がありました。私ども、このキャラクター等につきましては、まずは町民の皆さんに知っていただく、そういったものを浸透をしていくと、やはり近場からというような形の中で、昨年からいろいろな町の中の行事でありますとか、いろんなところに、要するにイベントに参加をして、まずは町民の方のほうからという、身近から認知をしていただく。その中で、県外でありますとか、そういったところの姉妹都市ですとか、いろんなところのイベントのところに顔出ししまして、町のこのキャラクター、しいなちゃんのPRに努めてきております。

新しい、これからの何かというような、今はご質問だというふうに思いますけれども、実際に観光課のほうでは、今、携帯のストラップでありますとか、私どものほうではピンバッジ等を作成をして、その中でPR、またはそういった普及にも努めております。

また、今年度につきましては、まずは、やはり公用車等に、予算でありますけれども、しいなちゃんのステッカー、これを全ての公用車のところに張りながら、改めていろんなところに行ってもPRをしていくというようなことに努めていこうかということで、約1,000枚ほどのステッカーを計画しております。また、そちらのほうもでき上がりましたら、議員さん等のお車のところでもよろしいので、張っていただきながら、一緒の立場の中で認知、またPRをしていっていただきたいというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）今、ステッカー1,000枚という答弁をいただきました。ゆるキャラが、本当に経済効果波及につながるように、その企画をぜひお願いしたいと思います。

次に、2番目の質問に入ります。

町づくり推進課長にまたお伺いいたしますけれども、立科町雇用促進事業補助金交付金要綱、

これが平成 23 年に始まったわけですがけれども、600 万円の交付金を投じて、先ほど町長からは 7 名の方ですね、そうすると 210 万、せつかく 600 万も投入してこれだけしか使われていないというのはちょっと寂しいんじゃないかなというふうに思います。

そして、町内のある企業の方に聞きました。やはり、この要綱の中の使い勝手が悪いところがあると。それは、これは学校教育法ですから、今回のその交付金は要綱に沿ってなっているんですけども、補助金の交付を受けるのは、町内に移住する方、町内に住所を有する方と書いてあるんですね。これは町内だけじゃなくて、町外にも住所があってというふうになると、やはり雇用体制も変わってくるのではないかと、そうすることによってこの雇用促進事業補助金というものが生かされてくるのではないかと、こういうふうにも言われております。その点についてどういうふうにお思いか、ちょっと答弁をお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君） お答えをいたします。

今、立科町の雇用促進事業補助金のことでありますけれども、ちょっと今、数字的にあれかなと思いますけれども、この企業促進、これについては 1 企業について 1 人採用したとして、1 人についての 30 万円ということで、今までの実績については 7 名ということですので、町のほうとしては 210 万円をそれぞれの企業・事業主さんのほうに補助金として今まで交付してきております。

この補助金の制度と申しますか、22 年、23 年というような中の時限的な雇用についての補助金の制度になっておまして、今年度までの申請、今年度が最終的な期限というような形で、昨年度までに雇用をして、1 年間の就労をしていただいたという実績をもつての、最終的なものになりますので、この制度自体については時限的なものであります。

私ども、町づくり推進課では、今年の 4 月から企業訪問というような形の中で、商工会の会員さんのところを随時訪問をして、いろいろな意見等をお伺いしております。そういった中で、今、議員さんがおっしゃられたように、この制度についてももう少し運用を長くしてほしいであるとか、またそういった中で使いやすいような制度にしていきたいというような要望等も当然承っております。今回、この制度については時限的なものでもありますがけれども、今のそれぞれの企業さんのご要望の中、いろいろお聞きしながら、そちらの継続でありますとか、またそういった中で今の対象者であるとか、そういったものを含めながら、これから精査をして、検証してきた中で検討していきたいというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 4 番、土屋春江君。

4 番（土屋春江君） 課長が答えられたように、やはり企業訪問、私も総務経済委員長のときに、ある町内の企業の方から言われました。企業訪問をして企業の実態をしっかり調べていただいて、調べた上で、しっかりとした意見を持って町に提案していただきたいということを言われていました。今回、4 月から企業訪問をしているということで、本当にありがたいと思っております。

それで、また町づくり課長にお伺いするんですけども、町内に勤務する方で、町外に住所を有する従業員の方がいると思うんですけども、この人たちのために、また町の活性化のために

権現の湯の招待券を配布しているというふうに聞いておりますけれども、その配布によって、その効果というものは今までどうだったのか。それで、そのほかに、権現の湯の招待券以外の招待券がありましたらお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君） お答えをいたします。

先ほど、今、議員さんのほうからおっしゃられたように、温泉館のほうの、温泉館の利用促進もありますし、それぞれの企業の福利厚生というような面でもありますけれども、立科町温泉館では町民の優待券のほかに、町内企業にお勤めの町外者に対する優待券というものも交付しているわけでありまして、今年度におきましては、今年度 94 企業、94 の事業所がありますけれども、そちらのところに 2,219 名がおります。お勤めしているわけですが、そのうち、1,265 名の方に、商工会を通じてでありますけれども、この優待券を交付して、温泉館の使用、利用をしていただきたいということでもあります。

この事業効果というようなことになりますと、実際に町民の方の優待券とこの企業への優待券等についての回収等についての個別的なことはまだしてはおりませんが、全体の中で、昨年においては 75%の回収ということになっております。また、今年度でありますけれども、今年度については、8月20日現在でありますけれども、町民の方、7,562枚、また企業の方、1,265枚という中で、おおよそ8,800枚を配布させていただいておりますけれども、そのうちの約2,400枚が回収ということで、使用されてきております。そういった中で、この使用率というか、回収、使用の状況について大分高いものがあるのかなというふうに思っているところであります。

これ以外の優待券の事業というようなお話もございました。昨年度については、優待の事業でありますけれども、それぞれの中でいろいろな券をしております。今年度については、ビーナスマラソンがありました。ビーナスマラソンに参加をされた方に対して割引券の優待の交付等もさせていただきました。ビーナスマラソンに参加された方について、権現の湯に来ていただいた場合には割引で入れますよというような形のものも行いまして、当日については約240名が温泉館のほうにお出でいただいております。実際の券については、80枚程度のものになりますけれども、当日の入館者の動向を見ますと、やはり複数人でお出でいただいているので、その日の入館者数については約300人ほど、通常よりは多かったということで、ビーナスマラソンの参加者等にもそういった券を利用していただくような形の中で、温泉館の誘客といいますか、そういったことに努めております。あとは、今回、老人の敬老の日の式典等についても、またそういった部分の中で温泉館のご利用をいただくというような形で、優待といいますか、割引券等の配布もしております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 温泉券だけじゃない、以外のものというのは、先ほどもちょっと質問したんですけれども、何かありますか。昔は、蓼科の自然園の入場券を配ったというのは、私は聞いているんですけれども、それはもう今はやっていないということよろしいですか。

議長（滝沢寿美雄君）岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君）企業への御泉水自然園の入園券の配布があるかということの質問でよろしいでしょうか、それはございません。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）17年ごろ、何かやったというふうには私は聞いていたんですけれども、じゃそれはそれとして、青井町づくり課長に言いますけれども、企業訪問をしているわけですから、その2,219人の方に配って、今は1,265名と。昨年は2,245人の方に配られて、1,357名の町外の従業員の方が使っていると、そうすると1,000枚は戻ってくるというふうになるんですけれども、せっかく企業訪問をしているわけですから、今度は優待券を大いに使っていただいて、1人で来るんじゃなくて家族を連れてくるとか恋人を連れてくるとか、そういうような感じで企業訪問をされれば経済効果も出るんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、町長にお伺いいたしますけれども、これは3番目の質問でございます。

少子化対策で、いろいろ人口増に対して策を打ってやっているんですけれども、今度はいっそのことベッドタウン、少し広い敷地を確保して、ちょこちょこちょこことつくるんじゃなくて、買い物に行くにも便利なところ、そういうところの、その敷地を大きく確保してベッドタウンという、そういう感じで町内外、また都市部のほうに発信していったらどうかというふうには私は考えますけれども、その点どういうふうに思われますか、お聞かせ願います。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）人口増についてはいろんな対策をしておりますけれども、先ほど私もお話をさせていただきましたように、人口を増やすために仕事が欲しいというのが大きな悩みの中にあっただんですよね。企業誘致ということになるんですけれども、企業誘致をして仕事の場をつくると人が集まるんじゃないかということはずっと言われ続けてきたんですが、立科町の実情として、農業の盛んな町ですから、基本的に、やはり人口的には労働力が少ないんです。先ほど説明させてもらったように、少ない中でどうやって人口を増やしていくかという、それが今、1つのヒントになるんです。

今まで、住宅政策は、子育て支援住宅、それから団地の造成ということで数多く進めてきているわけなんですけれども、ベッドタウン化ですね。これは、私自身も仕事を持っていますけれども、人口増の1つのヒントであろうというふうに思っています。これは、働き場所が上田市であり佐久市であり小諸市であり東御市であって、大きな市で、やはりそこには企業がたくさん立地しているわけです。そこに有利な条件的なものを整えて、ここから通っていただけないかというのが発想でございます。そういった意味で、いろんな子育て支援住宅も、家賃等も含めまして、政策的な数字も、今まで議員さん方をお願いをしてまいりました。それから、住宅団地についても、やはり価格を設定するに当たっては、議員の皆様方にご協力を願って、ある程度政策的な数字もつくってまいりました。いわゆる、そうしたことが普及してくれば人口増につながるものというふうには、直結するかどうかはわかりませんが、1つのヒントになるんだろうなというふうに思っております。

ただ、そのベッドタウンという大きな、例えば今の大城団地のような、ああいう大きな団地がつくれるかどうかという、やはりここがちょっと疑問なんですね。今までは、この数年間は10件とか15件、少なくともいいから数を多くつくって、そこにいろんな方々を、地域と密着しながら暮らしていただくという考え方で進めております。大きなヒントだなというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 本日の会議時間は、日程が全部終了するまで、時間を延長して行います。4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） それでは、そういう構想ができるようになる前に、地下水を使ったヒートポンプの地熱の、そういうことも考えておいていただいて、そしてやっていただければなというふうに思います。

この質問は終わりにしますけれども、私は、企画課、町づくり推進課が、やはり町の発展に重要なポイントを占めていると思います。町の将来に、ぜひその町づくりで企画をしたことが地域の振興につながって、人口も増えて、よい立科町になることを祈念いたしまして、最初の質問に終わりにいたします。

次に、2番目の質問に入ります。

小学校・中学校・高校のネット依存に早期対策をについてであります。

教育委員会におかれましては、日ごろ教育に対して力を注いでいただきまして、本当にこのごる感謝申し上げますところでございます。

今現在、スマートフォンやパソコンに没頭するインターネット依存の中学生・高校生が増加傾向にあると言われております。また、音楽を聞いたりゲームができたりする携帯音楽プレーヤーのうち、高機能種を使い、インターネットに接続しメールなどをした結果、わいせつな事案、トラブルに巻き込まれる小学生・中学生が増しているという状況も聞いております。高性能の便利な機種が、逆に成長期の子供たちに悪影響を及ぼす機種に変わってきていると思います。急速に普及するスマートフォンに潜む危険は、未成年が利用をきっかけに犯罪被害者になるケースが増え、ニュースとして頻繁に取り上げられるようになりました。しかしながら、まだ保護者がスマートフォンに詳しくないため、そのような被害のニュースを見ても理解ができなかったり、どのような対策をしたらよいのかわからないことが多いという、そういう実態も出ております。

去る8月の新聞記事で、県内の小学校4年生から高校3年生を対象に、県教育委員会のアンケートで、携帯電話やスマートフォンを持つ小学生の女子、40%前後がLINE。LINEというのは、10個ぐらいあるんですけども、動画、音楽などの配信サイトとかツイッターとか無料通話アプリという、こういうものが含まれているんですけども、その無料電話・メール・アプリなどを使っていることがやはり多いと、それは県教委の今回の初の全県調査でわかったということでございます。

県教委のほうからの言葉では、LINEで悪口で書き込まれ、トラブルになったといった学校現場からの相談が増えている。やりとりが外部から見えないLINEは、問題が発覚するまで実態がつかめない状況と記してありました。

私は、ちょうど2年前の9月、この9月の議会のときに、子供たちのために、テレビを中心とした電子映像メディア対策の推進の考えについて一般質問をしております。そのときは、主に長時間メディア、テレビと、あと携帯で遊ぶ機種なんですけれども、健全な成長を阻害されるので、関係団体と連携を持った指導が必要であるという、啓発を続けてほしいという内容の質問をいたしまして、そのときは学校、PTAの人たちが立ち上がりまして、家庭でのルールのものでつくりますよと、それで実施しているというふうな回答でした。

近年は、10代の子供の1日のメディア接触時間が、テレビは141.1分、インターネットが190.7分と、インターネットはテレビの1.3倍の接触時間となっているとのことです。スマートフォンを使い、インターネットに接続して、使い方を誤ると、思わぬ問題に巻き込まれる危険性が発生している実態に対しての対応策をどのように取り組んでいるのかをお聞きしたいと思います。

この問題は、本人や親のみに責任を押しつけるのではなく、やはり社会全体で考えなければいけないという認識を、私は持っております。

そこで、メディア対策、ネット依存対策として、1つ、PTA、教育委員会、教育相談員、各種団体との連携のもと、指導・啓発を定期的に行っているのでしょうか。1つ、トラブルに巻き込まれないための児童・生徒への新機種への使用対応策の指導はどうしているのでしょうか。1つ、児童・生徒、保護者にインターネット使用等のアンケートの実施した経緯はありますか。1つ、教育委員会として、児童・生徒たちがトラブルに巻き込まれないための制限策の考えはについてお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。

世の中がIT化されまして、しかも最近はYOU TUBE、LINE、mixi、フェイスブック、ツイッター等のソーシャルネットワークサービスの普及によりまして、だれもが自由に情報を投稿、あるいは閲覧が可能な時代になってまいったわけでありまして。媒体も、パソコン、携帯、スマートフォンを初め、Wi-Fi環境下にあるゲーム機でも可能なサービスまであるわけでありまして。

私も含めてでございますけれども、今の親世代が子供のころには、身近にIT機器はございませんでしたので、親は子供の交友関係を把握し、その交友関係を知ることによって、危険から子供を守っていたわけでありまして。しかし、今や親が知り得ないところまで交友関係が広がっている可能性があることを、まず大人が自覚しなければならぬわけでありまして。しかも、次から次へと出てまいりますさまざまな新しい機器やシステムへの対応は、若い人ほど早い。生徒の実態に、学校の職員、保護者もついていけないのが実態ではないでしょうか。このような子供たちでも、しかしやはり心や体は成長途中、社会経験も不足しております。経験不足のために、悪意を持った人や悪質なサービスにだまされて、被害に遭うおそれがあるわけでありまして。

今、ITなしで生きられない、現在はITについても親も学習し、親子で話し合ってよく考え、

保護者として子供を指導する必要があると考えております。当然のことながら、議員さんご指摘のように、社会全体で取り組んでいく必要があるかというふうに考えております。

詳細につきましては、担当のほうから説明をさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮阪 晃君） お答えをいたします。

私ども、大人がとてついでいけない時代に、もうなってきたしまっているわけございまして、一応私ども大人も、この危険性について再認識するためにも、どんな問題があるかということも簡単に申し上げますけれども、不特定多数の人と交流することができる。相手がオープンにしている情報が正しいかどうか、まるでわからない。個人情報簡単にでていってしまうとか、最初は無料だったいろんなサービスが、ある日突然、高額な請求になって返ってくるとか、先ほど町長が言ったようないろんなコミュニティサイトで問題が発生する。あと、これは議員さんもおっしゃいましたけれども、それがなくなるともう過ごせない、依存症になってしまうとか、見境なく時間を使っちゃうために生活習慣が乱れるとか、最近、スマホを使って、そのながら操作をするために交通事故が起こるのではないかというような心配まであります。

また、インターネットの中には個人情報が簡単に引き出されてしまう有害サイトもいっぱいあるわけございまして、日常的に学生の中で起こるトラブルということで言うと、携帯でメール、ネットの書き込み、それからいじめとかプライバシーを流出するとか、あと今日もテレビでやっていたけれども、有害サイトに簡単にアクセスしてトラブルになってしまう。今、被害の観点から申し上げたわけですが、実は簡単に加害者にもなれるということで、非常に恐ろしい時代になってきたというふうに、私自身も認識しております。

文部科学省を実態を踏まえて、小・中及び高校では、新学習指導要領の総則について、この危険性を児童・生徒に周知せしめて、かつ情報、モラルを身につけるよう指導しろということになっております。これは特定の教科でやれということではなくて、全ての教科でそういうネットモラルの指導をなささいというふうに定義づけられておりますので、必要に応じて、各教科で、小・中はネットにかかわる指導をするということになっております。

議員さんご指摘のとおり、当町では、小学校において、毎月ノーメディアデーというような取り組みが行われてきているわけございしますが、今年になって、最近のような、非常にネットにかかわる問題が大きくなってまいりましたので、学校長によって2通、保護者向けのお便り、危険性を訴えるお便りを出して、親に注意を喚起しております。また、今年の秋のPTA講演会では、SNS、ソーシャルネットワークサービスにかかわる題材で講演会をするということになっております。それから、中学校では、今のところ、ネットを使って悪意を持った書き込み、誹謗中傷、出会い系のトラブル等は、当町においては幸いなことに起こっておりません。ただし、都市部では数多くのそのような事象が見られるわけございまして、今後は何らかの対応を迫られるかなというふうには思っております。

議員さんのご質問にありましたけれども、所有について、また家庭でのネットの利用率についてというアンケート、今のところ実施はしておりません。今後、状況を見ながら、必要ならば実

態把握をしていきたいというふうに思っております。

中学校のほうでも、今年の秋ですけれども、総合センター情報教育部の主事に来ていただいて啓発をする予定でございます。同時に、保護者向けにも情報提供を行いたいというふうに思っております。

教育委員会としての取り組みでございますが、やはり小・中・高と連携して、一層の指導を依頼するとともに、随時情報を流していきたいというふうに思っております。このことにつきましては、実は6月の定例教育委員会でも問題になりまして、指導を一層充実させようではないかということになっております。

それから、今日も、実は小・中・高の生活指導の先生方が警察へ行って、ネットにかかわる研修会をやっております、それが来週の職員会で情報提供をされるのではないかとというふうに思っていますが、随時そのような取り組みをしながら、まず教員、それから次に親が正しく理解しないと、子供のほうが多分大分進んでしまっているのが実態なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）宮坂教育次長、ありがとうございます。しっかりと説明をしていただきまして、納得する部分もございます。

それで、ちょっと私、認識不足なんですけれども、今、小・中は携帯というのは学校へは持って行ってはいけないことになっているのでしょうかとお聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君）宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君）不用物として、持ってきてはいけないという決まりになっております。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）ちょっと義務教育じゃないんですけれども、高校はどういうふうになっていきますか、わかりますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君）高校は、全くの野放しでございます。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）その野放しというのは、大変困ると思いますね。

この間、夏休みに入る前に、小・中・高、それから各地区児童館、教育委員会が催した会議があったんですけれども、あのときにも、やはり高校の金原先生は、携帯の、そのネットのトラブルが大変心配だと、必ず小・中で一生懸命やっていただいて、そして高校へもということで、高校も一生懸命やらなくてはいけないと思うんですけれども、その点、しっかりこれからはやっていただいて、かわいい子供たちがトラブルに巻き込まれない、そういう立科町にしていっていただきたいと思います。

これで私は終わりますけれども、いずれにしても、先ほどから言っていますように、青少年は地域社会から育むという観点に立って、家庭・学校・地域及び行政一体となり、青少年健全育成

のために施策を推進していくことを希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢寿美雄君） これで、4番、土屋春江君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 5 時19分 散会）